



りそな・TOPIXオープン
追加型投信／国内／株式／インデックス型

投資信託説明書
(目論見書)
2009年2月

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

りそな・TOPIXオープン
追加型投信／国内／株式／インデックス型

投資信託説明書
(交付目論見書)
2009年2月

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

1. 「りそな・TOPIXオープン」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成21年2月19日に関東財務局長に提出しており、平成21年2月20日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそな・TOPIXオープン」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。
5. 当ファンドは預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

下記の事項は、この「りそな・TOPIXオープン」（以下「ファンド」という。）をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

記

■ファンドにかかるリスクについて

ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」や「信用リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「第二部 ファンド情報 3 投資リスク」をご覧ください。

■ファンドにかかる手数料等について

<直接ご負担いただく費用>

◆ 申込手数料

取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。そのお申込手数料率は、本書作成日現在 2.10%（税抜き 2.00%）が上限となっております。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆ 換金（解約）手数料

当ファンドには換金（解約）手数料はありません。

◆ 信託財産留保額

ありません。

<間接的にご負担いただく費用>

◆ 信託報酬

ファンドの純資産総額に年 0.63%（税抜き 年 0.60%）の率を乗じて得た額とします。

◆ その他の費用・監査報酬・有価証券売買時の売買委託手数料・資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

これらの費用につきましては、事前に計算できないことから、実際にご負担いただく費用の金額や合計額、それらの上限額および計算方法は記載しておりません。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「第二部 ファンド情報 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成21年 2月19日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 出川昌人
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称	りそな・TOPIXオープン
募集内国投資信託受益証券の 金額	募集総額：上限3,000億円
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

投資信託説明書（交付目論見書）の概要	卷頭
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	5
第1 ファンドの状況	5
1 ファンドの性格	5
2 投資方針	9
3 投資リスク	18
4 手数料等及び税金	20
5 運用状況	24
6 手続等の概要	29
7 管理及び運営の概要	31
第2 財務ハイライト情報	35
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	39
第4 ファンドの詳細情報の項目	40
約 款	卷末

投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書（交付目論見書）の主要内容を概要としてまとめております。

ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

りそな・TOPIXオープン

商 品 分 類	追加型投信／国内／株式／インデックス型 ※商品分類に関する詳細は「第二部 ファンド情報」をご参照ください。
運 用 の 基 本 方 針	東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。
ベ ン チ マ ー ク	東証株価指数（TOPIX）
ファ ン ド の リ ス ク	ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
信 託 期 間	原則として無期限
決 算 日	年1回決算、原則11月19日。当該日が日本の休業日の場合は翌営業日とします。
分 配 方 針	原則として、決算時に基準価額水準等を勘案し分配を行う方針です。 ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
お 申 込 日	原則として毎営業日（午後3時まで、わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時まで）※1取得のお申込みができます。
お 申 込 価 額	取得のお申込受付日の基準価額とします。
お 申 込 単 位	収益分配金の受取り方法により、自動けいぞく投資コースと一般コースの2つの申込コースがあります。取扱うお申込コースおよびその名称は販売会社によって異なる場合があります。また各お申込コースの申込単位は、販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
お 申 込 手 数 料 率	販売会社が独自に定める料率とします。ただし、本書作成日現在、お申込手数料率は2.10%（税抜き2.00%）となっております。
ご 解 約 （換 金）	原則として毎営業日（午後3時まで、わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時まで）※1ご解約のお申込み（一部解約の実行の請求）ができます。 ご解約金の支払いは、ご解約のお申込受付日から起算して、原則として5営業日目以降となります。
ご 解 約 単 位	ご解約単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
ご 解 約 価 額	ご解約のお申込受付日の基準価額とします。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。

信託報酬	純資産総額に対して年率 0.63%（税抜き 0.60%）※2 を乗じて得た額とします。
委託会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受託会社	りそな信託銀行株式会社※3

※1 前記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをお申込みを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

※2 信託報酬の内訳等詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。

※3 ただし、関係当局の許認可等を前提に、平成21年4月1日付でりそな銀行とりそな信託銀行が合併し、りそな銀行となる予定です。

ファンドの取得申込みからご解約（ご換金）いただくまでにかかる費用および課税について

（課税については、個人の受益者に対する課税について記載しております。）

法人の受益者については、第二部ファンド情報 4 手数料等及び税金（5）課税上の取り扱いをお読みいただき、税務専門家にご相談下さい。）

時期	項目	対象	費用・税金		
お申込時	申込手数料	基準価額 × 取得口数	上限:2.10%（税抜き 2.00%） 手数料率については、販売会社が独自に定めます。		
収益分配時	税金	普通分配金	その年の配当金・普通配当金等に対して(1)	100万円以下の部分(2) 所得税率:7% 地方税率:3%	所得税率:15% 地方税率:5%
ご解約時 償還時 ※		個別元本超過額	その年の譲渡所得等に対して(3)	100万円超の部分(2) 所得税率:15% 地方税率:5%	500万円以下の部分 所得税率:7% 地方税率:3%
				500万円超の部分 所得税率:15% 地方税率:5%	所得税率:15% 地方税率:5%

(1)配当金・普通分配金等…上場株式（上場投資信託、上場不動産投資信託を含む。）の配当金および公募株式投資信託の普通分配金等

(2)同一の支払者からの年間の支払金額が1万円以下のものは除きます。

(3)譲渡所得等…上場株式の譲渡益ならびに個人の受益者が支払いを受ける公募株式投資信託の解約時および償還時の差益をいいます。

※買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

ファンドの収益分配金は、配当控除の適用があります。

りそな・TOPIXオープン 用語集

本投資信託説明書(交付目論見書)中で使用されている用語についての簡単な解説です。

運用報告書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことです。決算日ごと(毎月決算型の場合は6カ月経過ごと)および償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
株式投資信託	株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。債券や短期金融商品も運用対象となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンドも分類されます。また、申込期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
基準価額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1万口当たりの価額で表示されます。
個別元本方式	受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料は含まれません。)が当該受益権の元本(個別元本)に当たります。受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は追加購入のつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合は、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。
収益分配金	ファンドの決算時に収益より支払われる金銭をいいます。当該分配金額を差し引いた(分配落ち)後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回っている部分は元本の払戻しとみなされ、特別分配金(非課税)となります。同額または個別元本を上回る場合は、全額が普通分配金(課税)となります。なお、分配は行われないこともあります。
純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償還	ファンドの運用を終了することをいいます。予め決められた日(信託終了日)に運用を終了する満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
信託財産留保額	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担してもらい、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信託報酬	信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。
追加型投資信託	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのこと、オープン型投資信託ともいいます。
特別分配金	収益分配金のうち、受益者の購入価額を下回る部分の分配は元本の払戻しとみなされ、特別分配金と呼ばれます。この部分については非課税扱いとなります。
ベンチマーク	ファンドの運用の目標となる指標をいい、運用実績を判断する目安となります。
東証株価指数(TOPIX)	TOPIX(Tokyo Stock Price Index の略)ともいい、東京証券取引所が算出、発表している株価指数です。東京証券取引所第一部に上場している全銘柄の時価総額が、基準時の時価総額と比較してどのくらい増減したか、ということを通じて市場全体の株価の動きを表しています。算出方法は、基準時を昭和43年(1968年)1月4日(終値)に置き、その日の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化しています。
ポートフォリオ	ファンドが運用対象として保有する株式や公社債などの資産構成および資産全体を指します。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

りそな・T O P I X オープン（以下「ファンド」といいます。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

単位型・追加型の別 : 追加型

指定格付機関による格付け : 格付けは取得しておりません。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社*を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

※ ただし、関係当局の許認可等を前提に、平成21年4月1日付でりそな銀行とりそな信託銀行が合併し、りそな銀行となる予定です。

(3) 発行（売出）価額の総額

3,000億円を上限とします。

(4) 発行（売出）価格

① 発行価格

取得申込受付日の基準価額*とします。

ただし、「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。）にしたがつた契約（以下「別に定める契約」といいます。）によって収益分配金を再投資する場合の発行価格は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

*基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社または委託会社（後述の「(12) その他 ④ その他」をご参照ください。）にお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊に掲載されます（朝刊のオープン基準価格欄〔S G アセット〕にて「TOP X」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

(5) 申込手数料

お申込手数料は、取得申込受付日の1口当たりの基準価額に、取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じた額とし、取得申込時にご負担いただくものと

します。なお、本書提出日現在、この申込手数料率の上限は2.10%（税抜き2.00%）となっております。

*「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

申込手数料率等は、各販売会社にお問い合わせください。また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(12)その他④その他」をご参照ください。）でもご照会いただけます。

(6) 申込単位

「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」の2つのコースがあります。各申込コースの申込単位は販売会社が定めるものとします。

なお、販売会社によって取り扱う申込コース、申込単位および名称が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については「(12)その他④その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(7) 申込期間

平成21年2月20日から平成22年2月19日までとします*。

*申込（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

ファンドの取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12)その他④その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

*販売会社によっては、一部の支店等で取扱いを行っていない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(9) 払込期日

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社（販売会社については「(12)その他④その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。）までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。

なお、ファンドの受益権は平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行しており、ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

払込みはお申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12)その他④その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(11) 振替機関に関する事項

ファンドの振替受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

- ① 取得申込みの方法等

- 1) ファンドの取得申込みに際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。
- 2) 分配金の受取方法の違いにより、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。
 - ◇ 「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。
 - ◇ 「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受取るコースのことをいいます。「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。
- 3) 毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、ファンドの取得申込みを行う「投資信託定時定額購入プラン（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 ④ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。）」等を取り扱う場合があります。
- 4) 原則として各営業日の午後 3 時（わが国の金融商品市場（本書において、金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号に規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）が半休日の場合は午前 11 時）までに取得申込みが行われ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの振替受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆ 投資信託振替制度とは、

- ・ ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

④ その他

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 9 時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: www.sgam.co.jp

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

① ファンドの目的

東証株価指数（TOPIX）※と連動する投資成果を目標として運用を行います。

※東証株価指数（TOPIX）とは、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄の株価を、それぞれの上場株式数で加重平均した指数で、東京証券取引所が発表しています。具体的には昭和43年1月4日の東証一部上場全銘柄の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。新規上場銘柄や有償増資などに対しては、修正を加えることで指数の連続性を維持しています。

※TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。

※株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行う権利を有します。

※株式会社東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。

※株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

※「りそな・TOPIXオープン」は、TOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、「りそな・TOPIXオープン」の基準価額とTOPIXの指数値が著しく乖離することがあります。

※「りそな・TOPIXオープン」は、株式会社東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。

※株式会社東京証券取引所は、「りそな・TOPIXオープン」の購入者又は公衆に対し、「りそな・TOPIXオープン」の説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。

※株式会社東京証券取引所は、当社又は「りそな・TOPIXオープン」の購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

※以上に限らず、株式会社東京証券取引所は「りそな・TOPIXオープン」の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

② ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型投信／国内／株式／インデックス型に属します。

商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「(2) ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス 型 特殊型

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われて從来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリーファンド	あり ()	日経225 TOPIX	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型/ 絶対収益追求型 その他 ()
不動産投信	年12回 (毎月)	アンド・ガ ・アンズ		なし	その他 ()	その他 ()
その他資産(投資信託 証券(株式))	日々					
資産複合 () 資産分配固定型 資産分配変型	その他 ()	中東				

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が、実質的に株式に投資することを目的とする投資信託を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日 本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンドにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

※商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は、3,000 億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とします。

1) 東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果をめざします。

TOPIXが上昇する場合には基準価額も連動して同程度の比率で上昇し、同指数が下落する場合には基準価額も連動して同程度の比率で下落することを目標とします。

2) 東京証券取引所第一部に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

主として「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」を通じて、東京証券取引所第一部上場株式に投資します。なお、わが国の株式等に直接投資することもあります。

3) 株価指数先物取引等を併用し運用の効率化をはかります。

株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められるときは、当該先物取引等を活用することがあります。

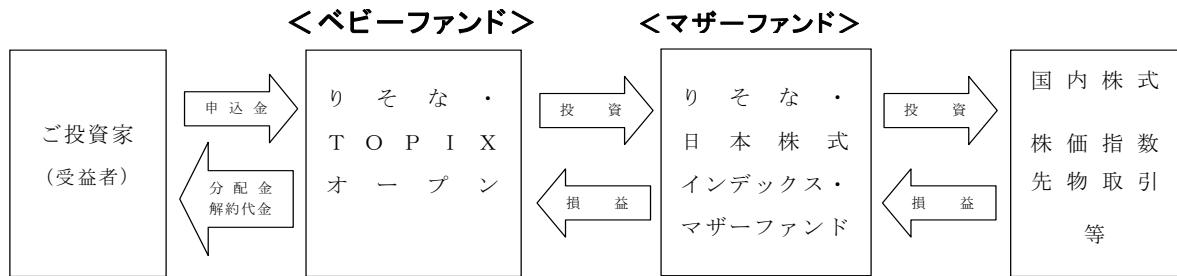
4) 株式の組入比率は原則として高位に保ちます。

マザーファンドを通じて投資する現物株式と株価指数先物取引等の実質投資割合は原則100%程度とします。

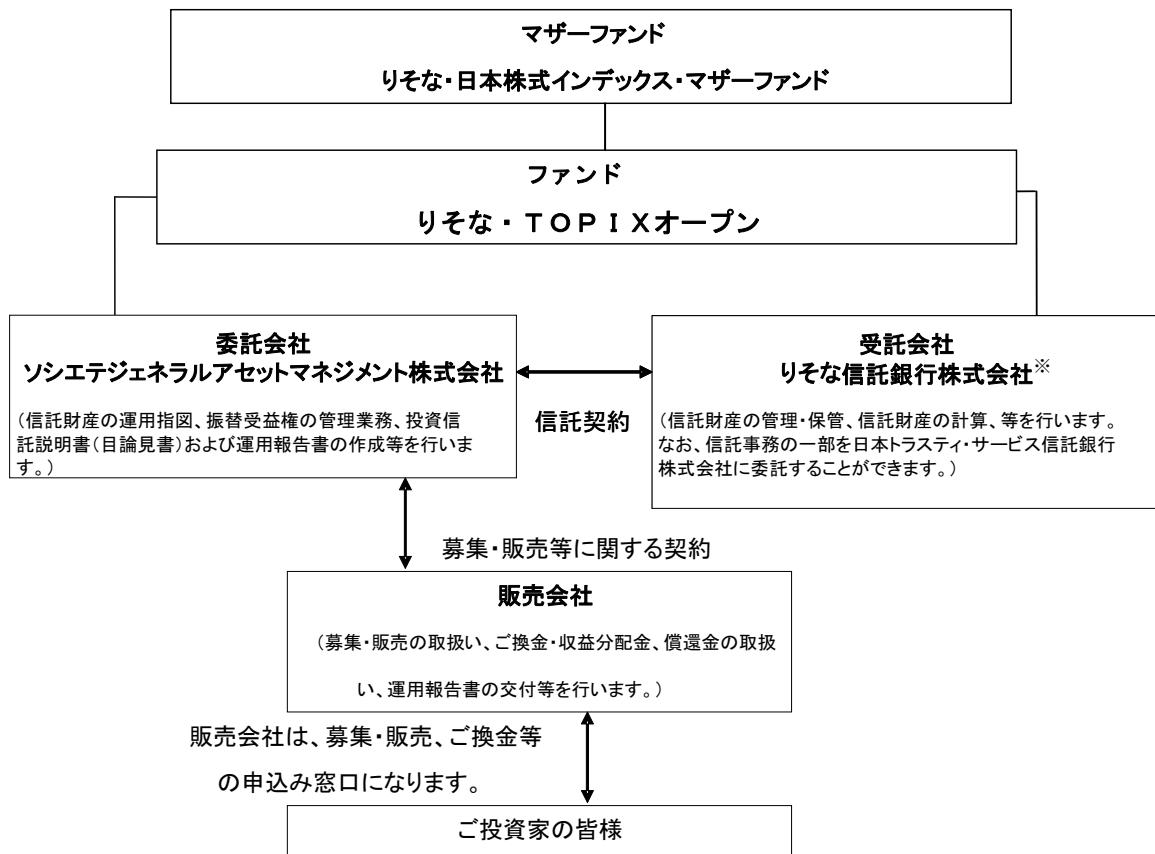
当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは、以下の通りです。



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



※ただし、関係当局の許認可等を前提に、平成 21 年 4 月 1 日付でりそな銀行とりそな信託銀行が合併し、りそな銀行となる予定です。

《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受け付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称 等	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）		
資本の額	12億円		
会 社 の 沿革	昭和46年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和55年1月4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現SGAMノースパシフィック（株））が主要株主となる 平成10年4月1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年8月1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成19年9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所 有 株 式 数
	SGAMノースパシフィック（株）	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株
			比 率 100%

(本書作成日現在)

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書において、ソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「**SGAM**」と表示することがあります。ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント
(本社・フランス パリ)

SGAM

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
(本社・日本 東京)

SGAM ジャパン

2 投資方針

(1) 投資方針

① 運用方針

東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

② 投資態度

1) 主として「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」に投資し、東証株価指数（TOPIX）と連動する*投資成果を目標として運用を行います。なお、わが国の株式等に直

接投資することもあります。

※TOP INDEXが上昇する場合には基準価額も連動して同程度の比率で上昇し、同指数が下落する場合には基準価額も連動して同程度の比率で下落することを目標としますが、基準価額と同指数値が著しく乖離することがあります（詳しくは、「**3 投資リスク (1) ファンドの主なリスク 4) インデックスとの価格乖離リスク**」をご参照ください。）。

- 2) 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められるときは、当該先物取引等を活用することができます。このため株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 3) 株式の組入比率は原則として高位に保ちます。マザーファンドを通じて投資する現物株式と株価指数先物取引等の実質投資割合は原則として100%程度とします。
- 4) 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 5) ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等あるいは信託財産の規模によっては前記の運用ができないことがあります。
- 6) 組入対象銘柄は、マザーファンドにおける組入銘柄を含め、主として東京証券取引所第一部上場株式としますが、東京証券取引所第一部上場銘柄であっても投資を行わない場合があります。

③ 運用の形態

「マザーファンド方式」で運用を行います。当ファンドは、「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」に投資し、実質的な運用はマザーファンドで行います。

(2) 投資対象

① 主な投資対象

「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

② 投資の対象とする資産の種類

投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 1. 有価証券
 2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利
 - (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

- (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- (5) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法第 66 号）第 1 条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和 63 年法第 77 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいいます。）のうち取引所金融先物取引等にかかる権利
- (6) スワップ取引

3. 金銭債権

4. 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

③ 有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 3 号で定めるものをいいます。）
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- 7. コマーシャル・ペーパー
- 8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前記 1. から 8. の証券または証書の性質を有するもの
- 10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 12. 外国の者に対する権利で前記 11. の有価証券の性質を有するもの

なお、前記 1. の証券または証書ならびに 9. の証券または証書のうち 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から 6. までの証券ならびに 9. の証券のうち 2. から 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

④ 金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、前記③に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取

引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。)により運用することを指図できます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記の1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 運用体制

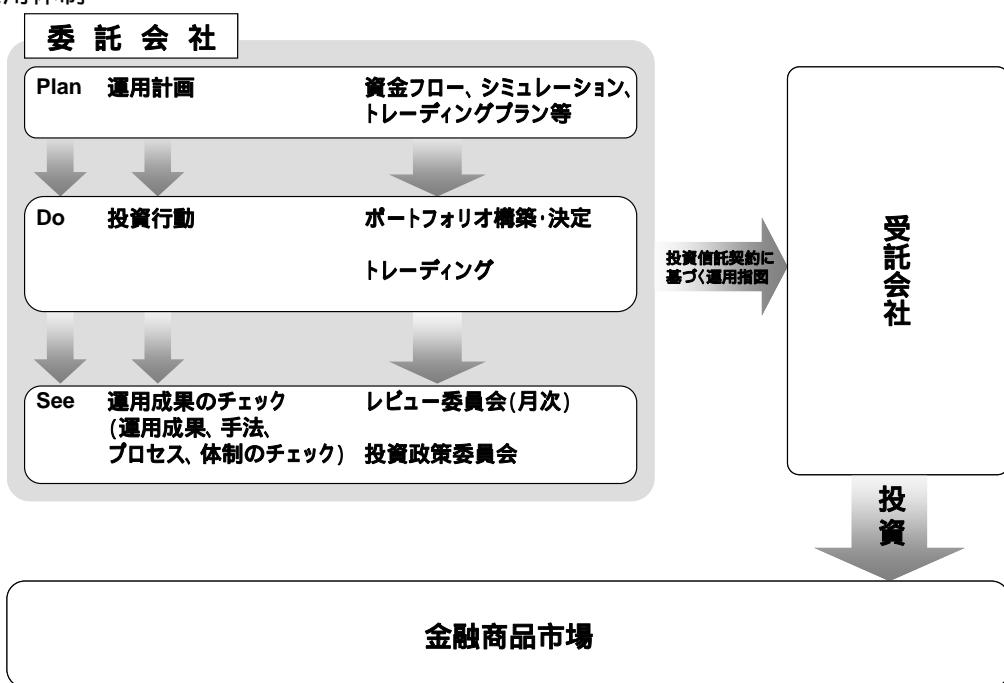
投資戦略の決定および運用の実行

CIOに承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

運用体制



委託会社の運用体制は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

運用計画・・・・・・運用本部各運用部 3名程度
投資行動・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー 3名程度
運用成果のチェック・・レビュー委員会 7名以上、投資政策委員会 3名以上

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

証券投資信託の運用に関する規則
内部管理体制に関する規程
服務規程（ファンド・マネージャー用）
クレジット委員会運用規定
証券先物取引に関する社内基準
各種業務マニュアル
コンプライアンス・マニュアル
リスク管理規則

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

(4) 分配方針

・収益の分配

毎決算時（毎年1回、原則として11月19日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

1)分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた配当等収益^{※1}および売買益^{※2}（評価益を含みます。）等の全額とします。

2)収益分配金額

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

※1 配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額）は、諸経費（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、信託財産の監査費用、ならびに当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

※2 売買益（売買損益に評価損益を加減した利益金額）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰越します。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込の代金の支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営

業日目までにお支払いを開始します。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 投資制限

① 信託約款に基づく投資制限

(イ) 株式への投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

(ロ) 新株引受権証券等への投資制限

- 1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ハ) 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

(ニ) 投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資の指図をする株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、およびわが国の金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- 2) 前記1)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとします。

(ホ) 同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。

(ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100

分の 5 を超えることとなる投資の指図を行いません。

- 2) 前記 1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ト) 同一銘柄の転換社債等への投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図を行いません
- 2) 前記 1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(チ) 信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売付の指図をすることができます。なお、売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図できます。
- 2) 前記 1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号に定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記 5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(リ) 先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

2) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(ヌ) スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図できます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。
- 4) 前記 3)においてマザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じた額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

(ル) 有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図ができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- 2) 前記 1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図します。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行います。

(ヲ) 資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含

みます。) を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3)借入金の利息は信託財産の中から支払います。

② 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権(株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。)の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(参考)「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要

(1) 運用方針

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。

(2) 投資態度

- ① 主として東京証券取引所第一部上場株式に投資し、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ② 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することができます。このため株式の投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ③ 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ④ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等あるいは信託財産の規模によっては前記の運用ができないことがあります。なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回

避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことができます。

(3) 主な投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(4) 主な投資制限

- ① 株式の投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合については、制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

3 投資リスク

(1) ファンドの主なリスク

りそな・TOPIXオープンは、マザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金※と異なり投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。このように、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

※預金保険で保護される預金は保護対象預金のみでかつ定額保護となります。

ファンドの主なリスクは次のとおりです。主に、株式に投資するリスクは1)から3)、インデックス連動型運用のリスクは4)、マザーファンドを通して運用するファミリーファンド方式の影響は5)となります。

なお、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

1) 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け、ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

2) 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

3) 流動性リスク

短期間での大量の解約があった場合または大口の解約を受けた場合、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

4) インデックスとの価格乖離リスク

ファンドは、東証株価指数（TOPIX）に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、次の理由により基準価額が東証株価指数（TOPIX）と乖離する場合があります。

1. 東証株価指数（TOPIX）の構成銘柄を全て組み入れない場合があること
2. 株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除、マザーファンドの信託財産留保額による影響
3. 運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響
4. 株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買執行上の影響
5. 追加設定、解約に伴う株式の買付、売却価格と終値の差による影響
6. 株式売買委託手数料および先物売買手数料等を負担することによる影響

5) ファミリーファンド方式の影響

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一マザーファンドに投資する可能性があるため、当ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受け、基準価額が変動する場合があります。

投資信託と預貯金者・投資者等保護制度との関係について

投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(2) その他の留意点

1) ファンドの繰上償還

当ファンドは、受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることができます。

2) 解約の中止

金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、解約請求の受付が中止されることがあります。

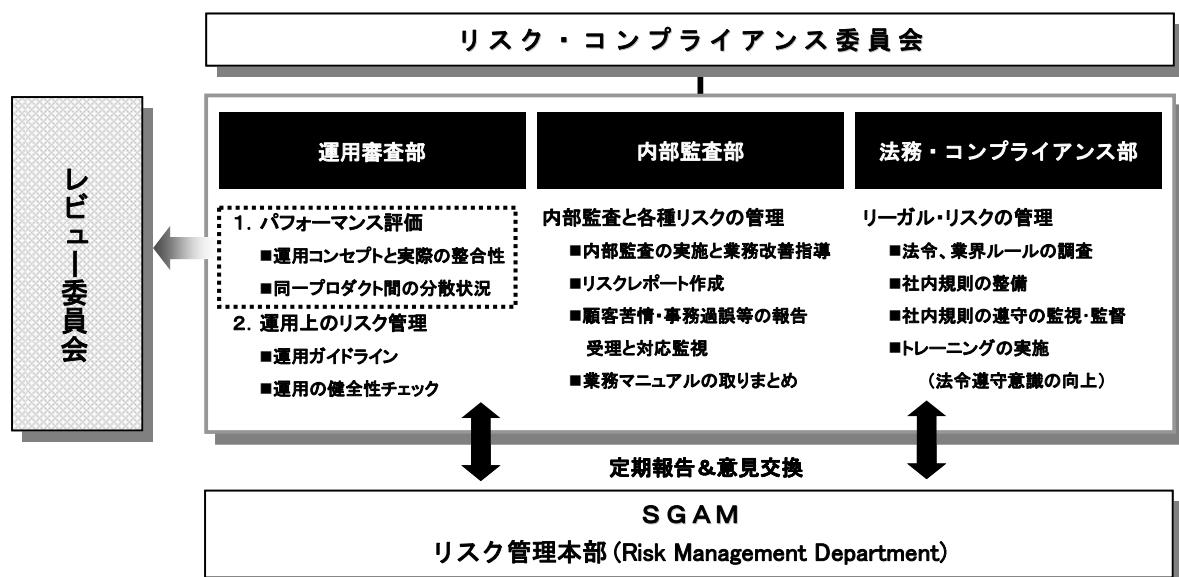
3) 同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの影響

ファンドは、「マザーファンド方式」で運用を行うため、ファンドと同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの大口解約等により、マザーファンドに大量の売買が発生した場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(3) リスク管理体制

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



※上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

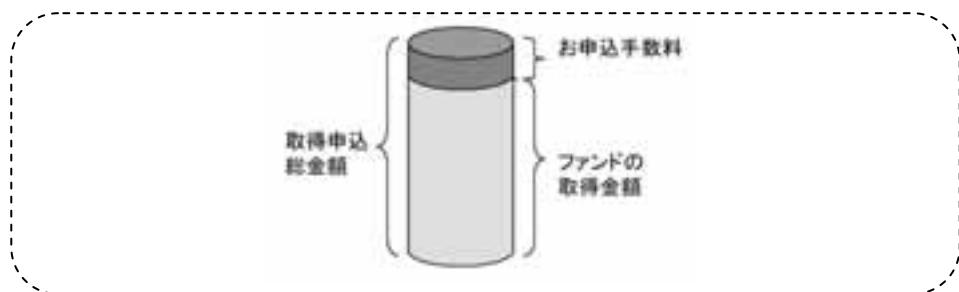
4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

お申込手数料は、取得申込受付日の1口当たりの基準価額に、取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じた額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率は2.10%（税抜き2.00%）が上限となっております。

※ 「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



販売会社が独自に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 9 時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: www.sgam.co.jp

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

(3) 信託報酬等

・信託報酬等の額

1) 委託会社（販売会社が受取る報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 0.63%（税抜き 0.60%）を乗じて得た額とします。

（内訳は以下の通りとなります。）

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.210% (税抜き 0.20%)	年率 0.315% (税抜き 0.30%)	年率 0.105% (税抜き 0.10%)

2) 信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときに信託財産の中から支払います。

3) 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬の支払いのときに信託財産の中から支払います。

(4) その他の手数料等

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等

を含みます。) および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- ② 委託会社は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- この場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ③ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。
- ④ 信託財産において資金借入れを行った場合、借入金の利息は、信託財産の中から支払います。
- ⑤ 「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」には、信託財産留保額が設けられています。

(5) 課税上の取扱い

受益者に対する課税については、以下の取扱いになります。

① 個人の受益者に対する課税

<平成21年1月1日から平成22年12月31日まで>

○収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成22年12月31日までは10% (所得税7%および地方税3%)、平成23年1月1日からは20% (所得税15%および地方税5%)となり、原則として、確定申告は不要です。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までは1年間に受け取る上場株式等(上場株式および公募株式投資信託をいいます。以下同じ。)の配当所得(1銘柄当たりの年間の支払金額が1万円以下のものを除きます。)の合計額が100万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10% (所得税7%および地方税3%)、100万円を超える部分については20% (所得税15%および地方税5%)となります。

○解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)にかかる税率は、平成22年12月31日までは10% (所得税7%および地方税3%)となります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。)。ただし、1年間の上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を超える部分の税率は20% (所得税15%および地方税5%)となり、確定申告が必要となります。

<平成23年1月1日以降>

金額にかかわらず20% (所得税15%および地方税5%)の税率が適用されます。

なお、ファンドは、配当控除が適用されます。

※ 買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税）、平成21年4月1日からは15%（所得税）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります（地方税の源泉徴収はありません。）。

なお、ファンドは、益金不算入制度が適用されます。

※買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

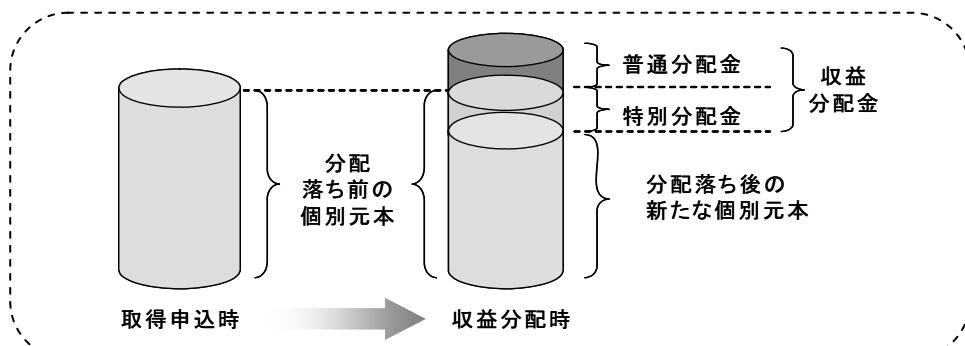
③個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 振替受益権については振替受益権ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金※を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「特別分配金」については、下記「④収益分配金の課税について」をご参照ください。

④収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

- ◇ 税法が改正された場合等には、前記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。
- ◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成 20 年 12 月末日現在

資産の種類	国名	時価 (円)	投資比率 (%)
りそな・日本株式インデックス・マザーファンド受益証券	日本	1,554,284,061	95.71
株価指数先物取引 (TOPIX先物(買建))	日本	68,960,000	4.25
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	710,389	0.04
合計 (純資産総額)	—	1,623,954,450	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注) 株価指数先物の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(参考) りそな・日本株式インデックス・マザーファンド

平成 20 年 12 月末日現在

資産の種類	国名	時価 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	30,732,308,596	94.84
株価指数先物取引 (TOPIX先物(買建))	日本	1,663,660,000	5.13
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	7,330,293	0.03
合計 (純資産総額)	—	32,403,298,889	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注) 株価指数先物の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

平成20年12月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	りそな・日本株式イ ンデックス・ マザーファンド	1,965,706,414	0.7603	1,494,608,978	0.7907	1,554,284,061	95.71

※全 1 銘柄

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

※投資信託受益証券の数量は、所有口数を表示しております。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

平成 20 年 12 月末日現在

種別	取引所	数量 (枚)	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引 (TOPIX 先物 (買建))	東京証券取引所	8	67,372,000	68,960,000	4.25
合計		8	67,372,000	68,960,000	4.25

※投資比率は、純資産総額に対する評価額比率です。

※株価指数先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(参考) りそな・日本株式インデックス・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

平成 20 年 12 月末日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	360,000	5,089.98	1,832,395,744	2,905.00	1,045,800,000	3.23
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1,610,500	962.27	1,549,744,244	549.00	884,164,500	2.73
3	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	1,271	487,539.38	619,662,554	468,000.00	594,828,000	1.84
4	日本	株式	東京電力	電気・ガス業	176,500	2,694.39	475,559,947	3,000.00	529,500,000	1.63
5	日本	株式	任天堂	その他製品	14,700	56,307.00	827,712,948	33,750.00	496,125,000	1.53
6	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	106,300	5,720.76	608,117,225	4,640.00	493,232,000	1.52
7	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	2,732	161,434.51	441,039,087	176,400.00	481,924,800	1.49
8	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	239,400	3,314.45	793,479,771	1,906.00	456,296,400	1.41
9	日本	株式	キヤノン	電気機器	162,400	5,127.91	832,772,584	2,770.00	449,848,000	1.39
10	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,167	780,958.53	911,378,607	376,000.00	438,792,000	1.35
11	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1,556	506,726.79	788,466,889	257,700.00	400,981,200	1.24
12	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	522	812,146.30	423,940,369	689,000.00	359,658,000	1.11
13	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	110,400	3,172.55	350,250,300	3,050.00	336,720,000	1.04
14	日本	株式	パナソニック	電気機器	298,000	2,224.79	662,990,270	1,113.00	331,674,000	1.02
15	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	119,000	4,073.65	484,764,596	2,580.00	307,020,000	0.95
16	日本	株式	関西電力	電気・ガス業	116,200	2,440.55	283,592,227	2,600.00	302,120,000	0.93
17	日本	株式	ソニー	電気機器	148,500	4,637.11	688,611,936	1,922.00	285,417,000	0.88
18	日本	株式	三菱地所	不動産業	192,000	2,611.03	501,319,000	1,447.00	277,824,000	0.86
19	日本	株式	KDDI	情報・通信業	429	663,636.38	284,700,008	635,000.00	272,415,000	0.84
20	日本	株式	中部電力	電気・ガス業	94,800	2,449.50	232,212,880	2,735.00	259,278,000	0.80
21	日本	株式	三菱商事	卸売業	206,500	3,363.65	694,594,971	1,238.00	255,647,000	0.79
22	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	65,700	4,352.10	285,933,032	3,630.00	238,491,000	0.74
23	日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	769,000	612.73	471,191,870	290.00	223,010,000	0.69
24	日本	株式	三井物産	卸売業	238,000	2,204.15	524,589,600	901.00	214,438,000	0.66
25	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	290,800	1,623.52	472,119,743	729.00	211,993,200	0.65
26	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	696	488,549.92	340,030,749	295,000.00	205,320,000	0.63
27	日本	株式	花王	化学	75,000	2,826.01	211,950,840	2,710.00	203,250,000	0.63
28	日本	株式	信越化学工業	化学	48,800	6,063.47	295,897,540	4,070.00	198,616,000	0.61
29	日本	株式	三菱重工業	機械	498,000	454.84	226,513,880	395.00	196,710,000	0.61
30	日本	株式	三井住友海上グループホールディングス	保険業	65,900	3,786.53	249,532,908	2,785.00	183,531,500	0.57

※上位 30 銘柄

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

平成 20 年 12 月末日現在

種類	地域	業種	投資比率(%)
株式	日本	電気機器	10.88
		銀行業	10.09
		輸送用機器	6.97
		電気・ガス業	6.66
		情報・通信業	6.65
		化学	5.12
		医薬品	5.04
		陸運業	4.50
		小売業	4.09
		機械	3.76
		卸売業	3.72
		食料品	3.39
		保険業	2.68
		その他製品	2.55
		鉄鋼	2.25
		不動産業	2.25
		建設業	2.18
		サービス業	1.68
		証券、商品先物取引業	1.32
		精密機器	1.09
		非鉄金属	0.95
		繊維製品	0.88
		ガラス・土石製品	0.87
		その他金融業	0.80
		石油・石炭製品	0.76
		海運業	0.64
		金属製品	0.60
		空運業	0.58
		ゴム製品	0.56
		パルプ・紙	0.54
		鉱業	0.38
		倉庫・運輸関連業	0.28
		水産・農林業	0.11
合計			94.84

*投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

平成 20 年 12 月末日現在

種別	取引所	数量(枚)	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引 (TOPIX 先物(賃建))	東京証券取引所	193	1,620,341,650	1,663,660,000	5.13
合計		193	1,620,341,650	1,663,660,000	5.13

※投資比率は、純資産総額に対する評価額比率です。

※株価指数先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成20年12月末日現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末におけるファンドの純資産総額および基準価額（1万口当たりの純資産額）の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (平成17年11月21日)	1,521	1,521	13,850	13,850
第2期計算期間末 (平成18年11月20日)	3,806	3,806	13,921	13,921
第3期計算期間末 (平成19年11月19日)	2,577	2,577	13,266	13,266
第4期計算期間末 (平成20年11月19日)	1,500	1,500	7,630	7,630
平成19年12月末日	2,612	—	13,435	—
平成20年1月末日	2,395	—	12,258	—
2月末日	2,355	—	12,048	—
3月末日	2,169	—	11,142	—
4月末日	2,421	—	12,461	—
5月末日	2,499	—	12,908	—
6月末日	2,277	—	12,107	—
7月末日	2,246	—	11,951	—
8月末日	2,062	—	11,505	—
9月末日	1,832	—	10,045	—
10月末日	1,493	—	7,984	—
11月末日	1,531	—	7,700	—
12月末日	1,623	—	7,931	—

② 分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期計算期間 (平成16年11月19日～平成17年11月21日)	0
第2期計算期間 (平成17年11月22日～平成18年11月20日)	0
第3期計算期間 (平成18年11月21日～平成19年11月19日)	0
第4期計算期間 (平成19年11月20日～平成20年11月19日)	0

③ 収益率の推移

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間 (平成16年11月19日～平成17年11月21日)	38.5
第2期計算期間 (平成17年11月22日～平成18年11月20日)	0.5
第3期計算期間 (平成18年11月21日～平成19年11月19日)	△4.7
第4期計算期間 (平成19年11月20日～平成20年11月19日)	△42.5

(注) 収益率の算出方法 :

計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。第1期の場合は当該計算期間の期首の基準価額（1万口当たり10,000円）。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

① 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は原則として各営業日の午後3時（わが国の金融商品市場が半休日の場合は午前11時）までに行われ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを受け付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。

なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

② ファンドの価額は、取得申込受付日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。詳しくは「7 管理及び運営の概要 (1) 資産の評価」をご参照ください。

③ 最低申込口数および申込単位は、販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。各申込コースの申込単位は販売会社が定めるものとします。また、販売会社によって取り扱う申込コースの単位および名称が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については前記のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を別途締結します。

また、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については、後記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

なお、投資信託定期購入プラン（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）等を申し込まれた申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって取得の申込みを行います。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 9 時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: www.sgam.co.jp

- ④ 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- ⑤ 委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受け付けを制限またはを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け取りを取消することができます。
- ⑥ 前記④にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行しており、販売会社は、当該取得申込総金額と引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約）手続等

- ① 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。解約請求は、振替受益権をもって行うものとします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受け付けは、原則として各営業日の午後 3 時（わが国の金融商品市場が半休日の場合は午前 11 時）までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求に関する詳細については販売会社にお問い合わせください。

- ② 解約の価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の基準価額とします。なお手取額は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払いま

す。なお、換金（解約）手数料はありません。

- ③ 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができます。
- ④ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、受益権の解約価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受けたものとして前記②の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑤ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

※ ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 平成 19 年 1 月 4 日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。 平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しています。 受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間をお時間を要しますので、ご留意ください。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

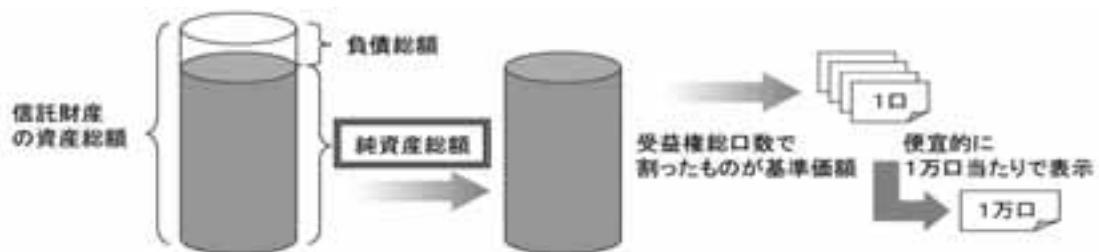
① 基準価額の計算方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上 1 万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄〔SGアセット〕にて「TOPX」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は 1 万口当たりで表示されます。



③ 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{*1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 信託期間

当ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、下記「(4) 信託の終了」により信託を終了させることができます。

(3) 計算期間

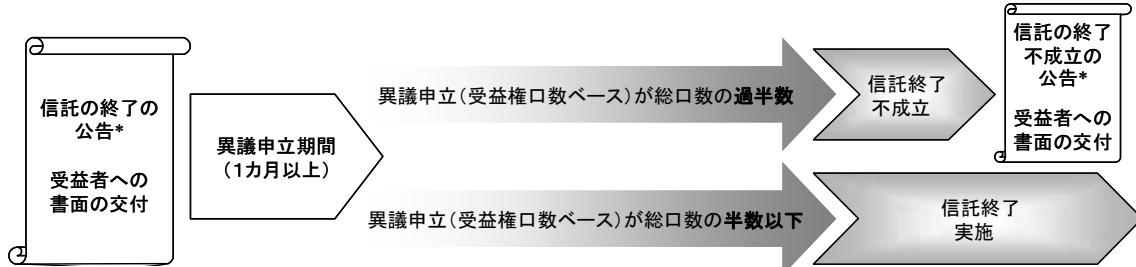
- 1) 当ファンドの計算期間は、原則として毎年11月20日から翌年11月19日までとします。
- 2) 計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(4) 信託の終了（ファンドの繰上償還）

1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約を行いません。
5. 委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記3.～5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(5)信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益会社は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

<信託の終了の手続>

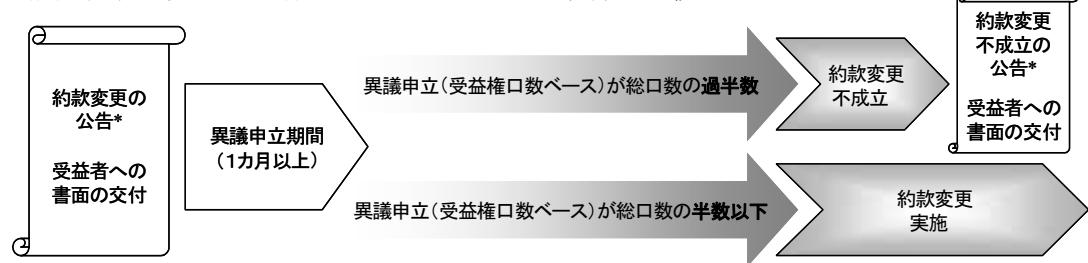


* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(5) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1.～5.までの規定にしたがいます。

<信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、前記「(4)信託の終了 3.」または「(5)信託約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(7) 運用経過の報告

委託会社は、計算期間終了毎および償還時に運用報告書を作成します。運用報告書については、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

(8) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(9) 開示

ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後3ヵ月以内に、半期報告書を計算期間の最初の6ヵ月経過後3ヵ月以内に提出します。

また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（E D I N E T）によって提出されており、同庁が提供するホームページ (<http://info.edinet-fsa.go.jp/>) にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号) (以下「財務諸表等規則」という。) ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号) (以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号によりにより改正されておりますが、第3期計算期間（平成18年11月21日から平成19年11月19日まで）については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第4期計算期間（平成19年11月20日から平成20年11月19日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号及び平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、第3期計算期間（平成18年11月21日から平成19年11月19日まで）については内閣府令第61号附則第3条により、内閣府令第61号改正前の投資信託財産計算規則及び内閣府令第79号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第4期計算期間（平成19年11月20日から平成20年11月19日まで）については内閣府令第61号及び内閣府令第79号改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ここに表示する財務諸表（「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」(投資信託説明書（請求目論見書）) から抜粋して記載しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成18年11月21日から平成19年11月19日まで）及び第4期計算期間（平成19年11月20日から平成20年11月19日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は該当財務諸表に添付しております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1 貸借対照表

りそな・TOPIXオープン

(単位:円)

科 目	期 別	第3期 (平成19年11月19日現在)	第4期 (平成20年11月19日現在)
	金 頓	金 頓	
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		236,755,108	67,747,535
親投資信託受益証券		2,342,163,543	1,434,044,636
未収利息		2,594	371
差入委託証拠金		27,080,000	33,820,000
流動資産合計		2,606,001,245	1,535,612,542
資産合計		2,606,001,245	1,535,612,542
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		20,696,800	27,340,000
未払解約金		400,000	1,127,076
未払受託者報酬		1,280,895	1,065,186
未払委託者報酬		6,404,422	5,325,845
その他未払費用		63,981	53,196
流動負債合計		28,846,098	34,911,303
負債合計		28,846,098	34,911,303
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		1,942,684,055	1,966,949,659
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		634,471,092	△466,248,420
(分配準備積立金)		(52,467,063)	(67,618,738)
純資産合計		2,577,155,147	1,500,701,239
負債・純資産合計		2,606,001,245	1,535,612,542

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第3期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第4期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
	金 頓	金 頓	
営業収益			
受取利息		708, 543	691, 742
有価証券売買等損益		186, 524, 942	△974, 148, 907
派生商品取引等損益		2, 404, 250	△61, 600, 000
営業収益合計		189, 637, 735	△1, 035, 057, 165
営業費用			
受託者報酬		3, 237, 124	2, 323, 665
委託者報酬		16, 185, 505	11, 618, 191
その他費用		161, 730	116, 060
営業費用合計		19, 584, 359	14, 057, 916
営業利益金額又は営業損失金額 (△)		170, 053, 376	△1, 049, 115, 081
経常利益金額又は経常損失金額 (△)		170, 053, 376	△1, 049, 115, 081
当期純利益金額又は当期純損失金額 (△)		170, 053, 376	△1, 049, 115, 081
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		403, 989, 742	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		—	39, 528, 551
期首剰余金		1, 072, 194, 077	634, 471, 092
剰余金増加額		817, 259, 813	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額		817, 259, 813	—
剰余金減少額		1, 021, 046, 432	91, 132, 982
当期一部解約に伴う剰余金減少額		1, 021, 046, 432	87, 273, 364
当期追加信託に伴う剰余金減少額		—	3, 859, 618
分配金		—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		634, 471, 092	△466, 248, 420

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第3期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第4期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 先物取引 国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。</p>	<p>(1) 親投資信託受益証券 同左</p> <p>(2) 先物取引 国内先物の評価においては、金融商品取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。</p>
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成18年11月21日から平成19年11月19日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成19年11月20日から平成20年11月19日までとなっております。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録さ

れている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

りそな・TOPIXオープン 約款

【運用の基本方針】

第 17 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。

【運用方法】

(1) 投資対象

りそな・日本株式インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式等に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

1. 主として、りそな・日本株式インデックス・マザーファンド受益証券に投資し、東証株価指数（TOPIX）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
2. 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することができます。このため株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
3. 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
4. ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことができます。

【運用制限】

- (1) 株式の実質投資割合には制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資は行いません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- (4) 同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会

社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

(7) 有価証券先物取引等は、第 22 条の範囲で行います。

(8) スワップ取引は、第 23 条の範囲で行います。

【収益分配方針】

毎決算時（毎年 1 回、原則として 11 月 19 日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

(3) 留保利益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託

りそな・TOPIXオープン 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第 2 条 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第 3 条 委託者は、金 52,143,988 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項または第 48 条第 2 項の規定による信託終了の日または信託契約解約

の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第 7 条 委託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については 52,143,988 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券は除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第 10 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替構関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替

受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。以下同じ。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第 11 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第 12 条 委託者は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対して 1 万口以上 1 万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読みかえるものとします。）にしたがう契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて、指定販売会社と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を

示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の場合の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品市場（この約款において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。
- ⑥ 第2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利
 - (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
 - (5) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）のうち取引所金融先物取引等にかかる権利
 - (6) 第23条に定める取引にかかる権利
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主としてソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるりそな・日本株式インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。）
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となつた新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権

- 付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. コマーシャル・ペーパー
 8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
 9. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 10. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書ならびに第9号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号の証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。)により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項の第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【運用の基本方針】

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所(この約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うこととの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図】

第 22 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行うこととの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計

額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行いうるものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行いうものとします。

【保管業務の委任】

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第 26 条 （削除）

【混藏寄託】

第 27 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混藏寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第28条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

- 第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

- 第30条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもつて有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

- 第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申

出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第34条 この信託の計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成16年11月19日から平成17年11月21日までとします。
- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

- 第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

- 第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中より支弁するものとします。

【信託報酬等の額】

- 第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の60の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

【収益分配】

- 第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第 39 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 41 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該申込みにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 42 条第 3 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、前項の受益者に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みを中止することを申し出た場合においては、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。
- ④ 債還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかか

る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ⑤ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第 40 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 39 条第 4 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 39 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金および償還金の時効】

第 41 条 受益者が、収益分配金については第 39 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 39 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託の一部解約】

- ③ 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 万口単位（別に定める契約にかかる受益権または指定販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ④ 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行

- の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品市場における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第 43 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第 44 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約を行いません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととした

ときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第 45 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 49 条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第 46 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は第 49 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第 47 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第 48 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 49 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

- 第 49 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更を行いません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第 50 条 第 44 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 44 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、第 44 条第 2 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

【公告】

第 51 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第 52 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第1条 第 39 条第 7 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条、第 13 条から第 18 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 16 年 11 月 19 日

委託者 東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号
りそな信託銀行株式会社



りそな・TOPIXオープン
追加型投信／国内／株式／インデックス型

投資信託説明書
(請求目論見書)
2009年2月

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

1. 「りそな・TOPIXオープン」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成21年2月19日に関東財務局長に提出しており、平成21年2月20日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな・TOPIXオープン」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。
4. 当ファンドは預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成21年 2月19日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 出川昌人
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称	りそな・TOPIXオープン
募集内国投資信託受益証券の 金額	募集総額：上限3,000億円
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	2
第3 管理及び運営	3
1 資産管理等の概要	3
2 受益者の権利等	9
第4 ファンドの経理状況	11
1 財務諸表	14
2 ファンドの現況	54
第5 設定及び解約の実績	54

第1 ファンドの沿革

平成16年11月19日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

(1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。取得申込みの受け付けは、原則として各営業日の午後3時（わが国の金融商品市場（本書において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）が半休日の場合は午前11時）までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) ファンドの価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: www.sgam.co.jp

(3) 最低申込口数および申込単位は、販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と収益分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。各申込コースの申込単位は販売会社が定めるものとします。ただし、販売会社によって取り扱う申込コース、申込単位および名称が異なる

場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については上記のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

- (4) 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことまたはその両方を行うことができるものとします。

2 換金（解約）手続等

- (1) 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。
- 解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 解約請求のお申込みの受付は原則として各営業日の午後3時（わが国の金融商品市場が半休日の場合は午前11時）までに行われ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したもの当日受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。
- (2) 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 委託会社は、解約請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (4) 解約の価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の営業日の基準価額とします。なお、解約代金は受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。
- (5) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができます。
- (6) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受けたものとして前記(4)の規定に準じて計算された価額とします。
- (7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

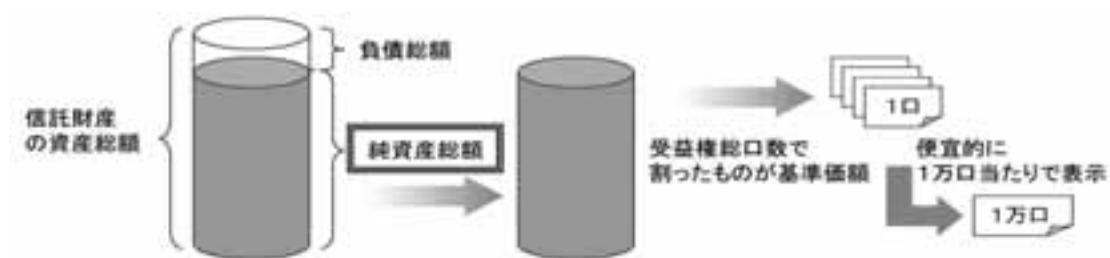
(1) 資産の評価

① 基準価額の計算方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。お問い合わせ先につきましては、「**第2 手続等 1 申込（販売）手続等**」をご参照ください。また基準価額は原則として、算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄〔SGアセット〕にて[TOPX]の略称で掲載されます。）なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。



③ 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

当ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、下記「(5)その他 ① 信託の終了」によ

り信託を終了させることができます。

(4) 計算期間

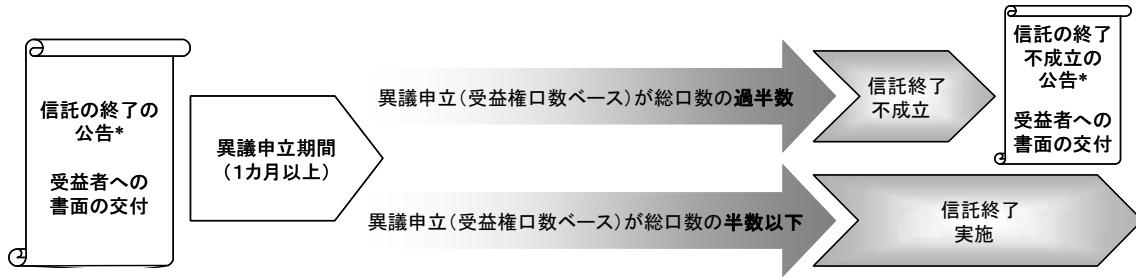
- ① 当ファンドの計算期間は、原則として毎年 11 月 20 日から翌年 11 月 19 日までとします。
- ② 計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) その他

① 信託の終了（ファンドの繰上償還）

1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約を行いません。
5. 委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記 3.～5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「② 信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社がその任務を辞任および解任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

<信託の終了の手続>

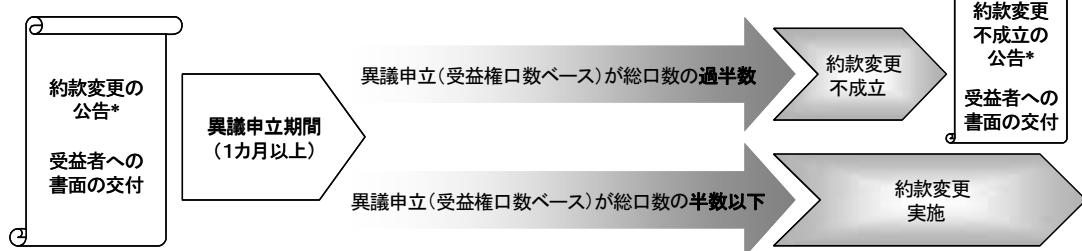


* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ~5.までの規定にしたがいます。

<信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手續>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

③ 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、前記「① 信託の終了 3.」または「② 信託約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができ

ます。

④ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することができます。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることができます。

⑤ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受託会社は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑥ 運用経過の報告

委託会社は、計算期間終了毎および償還時に運用報告書を作成します。運用報告書については、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

⑦ ファンド資産の保管

1. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
2. 受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
3. 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、その金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関にその金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。
4. 信託財産に属する有価証券については、委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

⑧ 有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

⑨ 再投資の指図

委託会社は、前記⑧の規定によるマザーファンドの一部解約金、有価証券の売却代金、マザーファンドの収益分配金、有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑩ 受託会社による資金の立替え

1. 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

2. 信託財産に属する有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

3. 前記 1. および 2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(11) 受益権の帰属と受益証券の不発行

1. この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
2. 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替構造が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
3. 委託者は、信託約款の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
4. 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以後に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。以下同じ。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

す。

⑫ 受益権の設定にかかる受託者の通知

受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

⑬ 受益権の分割および再分割、追加日時の異なる受益権の内容

1. 委託会社は、当初設定における受益権については 100 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。
2. 委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
3. この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

⑭ 受益権の譲渡にかかる記載または記録、受益権の譲渡の対抗要件

1. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
2. 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の帰属する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
3. 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。また、受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
4. 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

⑮ 信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託会社に提出します。また、受託会社は信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑯ 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑰ 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑯ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑰ 関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結された証券投資信託受益証券の募集販売の取扱い等に関する契約は、契約日より1年間を有効期間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、その後の取扱いについても同様とします。

⑱ 開示

ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後3ヵ月以内に、半期報告書を計算期間の最初の6ヵ月経過後3ヵ月以内に提出します。

また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（E D I N E T）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。

2 受益者の権利等

①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

②受託会社は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

③収益分配金に対する請求権

1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。

2) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配交付票と引き換えに受益者に支払います。

3) 前記2)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社

は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該申込により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、信託約款の規定により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

4) 前記3)の規定にかかわらず、あらかじめ分配金を定期的に引出せる「投資信託定期引出」を選択された受益者に対しては、再投資を行わず分配金を支払います。

5) 前記に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④ 償還金に対する請求権

1) 受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。

2) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）までに、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

3) 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑤ 換金に関する請求権

受益者は、帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「第2手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

⑥ 収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

第4 ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号によりにより改正されておりますが、第3期計算期間（平成18年11月21日から平成19年11月19日まで）については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第4期計算期間（平成19年11月20日から平成20年11月19日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号及び平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、第3期計算期間（平成18年11月21日から平成19年11月19日まで）については内閣府令第61号附則第3条により、内閣府令第61号改正前の投資信託財産計算規則及び内閣府令第79号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第4期計算期間（平成19年11月20日から平成20年11月19日まで）については内閣府令第61号及び内閣府令第79号改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成18年11月21日から平成19年11月19日まで）及び第4期計算期間（平成19年11月20日から平成20年11月19日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

平成20年1月18日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

水守理智

代表社員 公認会計士
業務執行社員

菜公一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・TOPIXオープンの平成18年11月21日から平成19年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・TOPIXオープンの平成19年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成21年1月16日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 水守理香

指定有限責任社員 公認会計士 龍井純子



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・TOPIXオープンの平成19年11月20日から平成20年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・TOPIXオープンの平成20年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・TOPIXオープン

(1) 貸借対照表

(単位:円)

科 目	期 別	第3期 (平成19年11月19日現在)	第4期 (平成20年11月19日現在)
		金 頓	金 頓
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		236,755,108	67,747,535
親投資信託受益証券		2,342,163,543	1,434,044,636
未収利息		2,594	371
差入委託証拠金		27,080,000	33,820,000
流動資産合計		2,606,001,245	1,535,612,542
資産合計		2,606,001,245	1,535,612,542
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		20,696,800	27,340,000
未払解約金		400,000	1,127,076
未払受託者報酬		1,280,895	1,065,186
未払委託者報酬		6,404,422	5,325,845
その他未払費用		63,981	53,196
流動負債合計		28,846,098	34,911,303
負債合計		28,846,098	34,911,303
純資産の部			
元本等			
元本			
元本			
元本		1,942,684,055	1,966,949,659
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		634,471,092	△466,248,420
(分配準備積立金)		(52,467,063)	(67,618,738)
純資産合計		2,577,155,147	1,500,701,239
負債・純資産合計		2,606,001,245	1,535,612,542

(2) 損益及び剩余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第3期	第4期
		自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
	金 頓	金 頓	
営業収益			
受取利息		708, 543	691, 742
有価証券売買等損益		186, 524, 942	△974, 148, 907
派生商品取引等損益		2, 404, 250	△61, 600, 000
営業収益合計		189, 637, 735	△1, 035, 057, 165
営業費用			
受託者報酬		3, 237, 124	2, 323, 665
委託者報酬		16, 185, 505	11, 618, 191
その他費用		161, 730	116, 060
営業費用合計		19, 584, 359	14, 057, 916
営業利益金額又は営業損失金額(△)		170, 053, 376	△1, 049, 115, 081
経常利益金額又は経常損失金額(△)		170, 053, 376	△1, 049, 115, 081
当期純利益金額又は当期純損失金額(△)		170, 053, 376	△1, 049, 115, 081
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		403, 989, 742	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		—	39, 528, 551
期首剩余金		1, 072, 194, 077	634, 471, 092
剩余金増加額		817, 259, 813	—
当期追加信託に伴う剩余金増加額		817, 259, 813	—
剩余金減少額		1, 021, 046, 432	91, 132, 982
当期一部解約に伴う剩余金減少額		1, 021, 046, 432	87, 273, 364
当期追加信託に伴う剩余金減少額		—	3, 859, 618
分配金		—	—
期末剩余金又は期末欠損金(△)		634, 471, 092	△466, 248, 420

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第3期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第4期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2) 先物取引 国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。	(1) 親投資信託受益証券 同左 (2) 先物取引 国内先物の評価においては、金融商品取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成18年11月21日から平成19年11月19日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成19年11月20日から平成20年11月19日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第3期 (平成19年11月19日現在)	第4期 (平成20年11月19日現在)
1. 計算期間の末における受益権の総数 1,942,684,055口	1. 計算期間の末における受益権の総数 1,966,949,659口
2. 計算期間の末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,3266円 (10,000口当たり純資産額 13,266円)	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 466,248,420円 3. 計算期間の末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7630円 (10,000口当たり純資産額 7,630円)

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第3期	第4期
自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期 (自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日)

該当事項はありません。

第4期 (自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第3期 (自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日)

該当事項はありません。

第4期 (自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第3期	第4期
自 平成18年11月21日	自 平成19年11月20日
至 平成19年11月19日	至 平成20年11月19日
期首元本額 2,734,191,970円	期首元本額 1,942,684,055円
期中追加設定元本額 1,643,071,528円	期中追加設定元本額 294,782,490円
期中一部解約元本額 2,434,579,443円	期中一部解約元本額 270,516,886円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	第3期		第4期	
	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,342,163,543	△190,160,441	1,434,044,636	△943,337,522
合計	2,342,163,543	△190,160,441	1,434,044,636	△943,337,522

3. デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

第3期	第4期
自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. 取引の内容 当ファンドが利用しているデリバティブ取引は株価指数先物取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取り組み方針と利用目的 当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的とし、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内基準に従って行なわれております。	2. 取引に対する取り組み方針と利用目的 同左
3. 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引は価格変動リスクを有しております。 当ファンドは主として国内の大手金融機関を相手方としてデリバティブ取引を行っており、相手方の契約不履行に係る信用リスクは低いと判断しております。	3. 取引に係るリスクの内容 同左
4. 取引に係るリスクの管理体制 当ファンドにおけるデリバティブ取引の管理については、取引限度額等を定めた投資信託約款に従い、トレーディング部が運用担当者の指図のもとを行っています。また、取引の相手先については、当社のクレジット委員会によって承認された金融機関のみとなっています。取引についても、信託約款に定められた適切な水準を保っているか等を運用部門から独立した運用審査部がモニターし、異常な水準に達しそうな場合、または達した場合は、注意・警告を発し、適切な対応を促すとともに重要な案件については当社のリスク・コンプライアンス委員会で報告されます。	4. 取引に係るリスクの管理体制 同左

2. 取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	第3期 (平成19年11月19日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数先物取引 買 建	253,720,000	—	233,040,000	△20,696,800
合 計		253,720,000	—	233,040,000	△20,696,800

区分	種類	第4期 (平成20年11月19日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数先物取引 買 建	93,300,000	—	65,960,000	△27,340,000
合 計		93,300,000	—	65,960,000	△27,340,000

(注) 時価の算定方法

先物取引

1. 国内先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
2. 先物取引の評価においては、当該金融商品取引所の発表する計算日の清算値段を用いています。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成20年11月19日現在)

種類	銘柄	口 数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	りそな・日本株式インデックス・マザーファンド	1,886,156,302	1,434,044,636	
小 計	銘柄数：1		1,434,044,636	
	組入時価比率：95.6%		100%	
合 計			1,434,044,636	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

参考

りそな・日本株式インデックス・マザーファンド

当ファンドは「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成20年11月19日現在)
		金 領
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		1,131,657,605
株式		28,498,092,494
未収配当金		284,091,390
未収利息		6,200
差入委託証拠金		267,010,000
流動資産合計		30,180,857,689
資産合計		30,180,857,689
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		130,297,450
未払解約金		144,971,624
流動負債合計		275,269,074
負債合計		275,269,074
純資産の部		
元本等		
元本		
元本		39,332,086,913
剰余金		
欠損金		9,426,498,298
純資産合計		29,905,588,615
負債・純資産合計		30,180,857,689

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 先物取引</p> <p>国内先物の評価においては、金融商品取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。</p>
2. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>

(その他の注記)

(平成20年11月19日現在)	
1. 期首	平成19年11月20日
期首元本額	19, 983, 947, 367円
期首より平成20年11月19日までの期中追加設定元本額	26, 028, 505, 866円
期首より平成20年11月19日までの期中一部解約元本額	6, 680, 366, 320円
期末元本額	39, 332, 086, 913円
期末元本額の内訳※	
りそな・T O P I X オープン	1, 886, 156, 302円
S G 日本株式インデックスV A (適格機関投資家専用)	2, 795, 239, 015円
S G 日本株式インデックスV A T (適格機関投資家限定)	15, 838, 938, 204円
S G 日本株式インデックスV A I (適格機関投資家専用)	1, 015, 897, 182円
S G 日本株式インデックスV A D (適格機関投資家専用)	9, 664, 274, 191円
S G 日本株式インデックスV A D 2 (適格機関投資家専用)	8, 131, 582, 019円
2. 元本の欠損の額	9, 426, 498, 298円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0. 7603円
(10, 000口当たり純資産額	7, 603円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成20年11月19日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	極洋	12,000	209.00	2,508,000	
	日本水産	35,000	233.00	8,155,000	
	マルハニチロホールディングス	56,000	147.00	8,232,000	
	サカタのタネ	5,600	1,465.00	8,204,000	
	ホクト	2,900	2,550.00	7,395,000	
	住石ホールディングス	8,800	103.00	906,400	
	日鉄鉱業	8,000	280.00	2,240,000	
	三井松島産業	10,000	128.00	1,280,000	
	国際石油開発帝石	138	493,000.00	68,034,000	
	関東天然瓦斯開発	4,000	656.00	2,624,000	
	石油資源開発	4,400	3,450.00	15,180,000	
	ショーボンドホールディングス	2,900	1,879.00	5,449,100	
	ダイセキ環境ソリューション	2	193,300.00	386,600	
	間組	12,600	81.00	1,020,600	
	東急建設	10,750	223.00	2,397,250	
	コムシスホールディングス	15,000	863.00	12,945,000	
	ミサワホーム	3,600	257.00	925,200	
	高松コンストラクショングループ	2,300	1,267.00	2,914,100	
	東建コーポレーション	1,030	1,993.00	2,052,790	
	オリエンタル白石	2,800	141.00	394,800	
	大成建設	134,000	203.00	27,202,000	
	大林組	84,000	529.00	44,436,000	
	清水建設	86,000	485.00	41,710,000	
	飛島建設	71,000	17.00	1,207,000	
	長谷工コーポレーション	152,000	90.00	13,680,000	
	松井建設	3,000	256.00	768,000	
	鹿島建設	124,000	273.00	33,852,000	
	不動テトラ	21,700	48.00	1,041,600	
	大末建設	11,000	33.00	363,000	
	鉄建建設	14,000	97.00	1,358,000	
	安藤建設	10,000	134.00	1,340,000	
	太平工業	3,000	285.00	855,000	
	西松建設	35,000	165.00	5,775,000	
	三井住友建設	15,900	66.00	1,049,400	
	大豊建設	8,000	58.00	464,000	
	前田建設工業	19,000	252.00	4,788,000	
	佐田建設	11,000	34.00	374,000	
	ナカノフドー建設	2,000	132.00	264,000	
	奥村組	29,000	368.00	10,672,000	
	大和小田急建設	1,500	169.00	253,500	
	東鉄工業	3,000	506.00	1,518,000	
	イチケン	3,000	103.00	309,000	
	淺沼組	8,000	64.00	512,000	
	戸田建設	33,000	320.00	10,560,000	
	熊谷組	19,000	49.00	931,000	
	青木あすなろ建設	2,000	455.00	910,000	
	北野建設	6,000	221.00	1,326,000	
	植木組	3,000	87.00	261,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	三井ホーム	4,000	420.00	1,680,000	
	矢作建設工業	4,000	386.00	1,544,000	
	ピーエス三菱	2,000	171.00	342,000	
	大東建託	13,500	4,220.00	56,970,000	
	新日本建設	4,300	79.00	339,700	
	NIPPOコーポレーション	7,000	567.00	3,969,000	
	東亜道路工業	5,000	91.00	455,000	
	前田道路	9,000	723.00	6,507,000	
	日本道路	9,000	147.00	1,323,000	
	東亜建設工業	26,000	128.00	3,328,000	
	若築建設	16,000	43.00	688,000	
	あおみ建設	19,000	31.00	589,000	
	東洋建設	39,000	38.00	1,482,000	
	五洋建設	35,000	112.00	3,920,000	
	大成ロテック	5,000	113.00	565,000	
	大林道路	3,000	122.00	366,000	
	世紀東急工業	7,000	31.00	217,000	
	福田組	5,000	165.00	825,000	
	東北ミサワホーム	1,400	111.00	155,400	
	住友林業	20,800	612.00	12,729,600	
	日本基礎技術	3,900	223.00	869,700	
	日成ビルド工業	9,000	54.00	486,000	
	エス・バイ・エル	15,000	45.00	675,000	
	巴コーポレーション	4,100	155.00	635,500	
	パナホーム	12,000	499.00	5,988,000	
	大和ハウス工業	75,000	791.00	59,325,000	
	ライト工業	6,300	167.00	1,052,100	
	積水ハウス	85,000	793.00	67,405,000	
	日特建設	8,000	33.00	264,000	
	北陸電気工事	1,000	342.00	342,000	
	コムーチュア	2,000	476.00	952,000	
	ユアテック	5,000	412.00	2,060,000	
	西部電気工業	2,000	390.00	780,000	
	四電工	2,000	479.00	958,000	
	中電工	4,400	1,458.00	6,415,200	
	関電工	14,000	598.00	8,372,000	
	大明	5,000	786.00	3,930,000	
	きんでん	18,000	829.00	14,922,000	
	東京エネシス	3,000	531.00	1,593,000	
	トーエネック	5,000	442.00	2,210,000	
	住友電設	2,400	525.00	1,260,000	
	日本電設工業	6,000	874.00	5,244,000	
	協和エクシオ	11,000	916.00	10,076,000	
	新日本空調	2,300	780.00	1,794,000	
	東電通	4,000	159.00	636,000	
	日本電話施設	5,000	268.00	1,340,000	
	九電工	6,000	716.00	4,296,000	
	三機工業	8,000	687.00	5,496,000	
	日揮	30,000	1,076.00	32,280,000	
	中外炉工業	11,000	297.00	3,267,000	
	ヤマト	3,000	250.00	750,000	
	太平電業	5,000	814.00	4,070,000	
	高砂熱学工業	9,000	905.00	8,145,000	
	日立プラントテクノロジー	9,000	238.00	2,142,000	
	三晃金属工業	3,000	285.00	855,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	NECネットエスアイ	2,600	1,008.00	2,620,800	
	朝日工業社	3,000	304.00	912,000	
	大氣社	4,300	1,327.00	5,706,100	
	ダイダン	4,000	380.00	1,520,000	
	日比谷総合設備	4,000	779.00	3,116,000	
	東芝プラントシステム	5,000	882.00	4,410,000	
	東洋エンジニアリング	18,000	250.00	4,500,000	
	千代田化工建設	24,000	425.00	10,200,000	
	新興プランテック	5,100	878.00	4,477,800	
	日本製粉	19,000	433.00	8,297,000	
	日清製粉グループ本社	27,500	1,095.00	30,112,500	
	日東富士製粉	2,000	283.00	566,000	
	昭和産業	14,000	279.00	3,906,000	
	鳥越製粉	2,600	755.00	1,963,000	
	日本農産工業	7,000	183.00	1,281,000	
	協同飼料	10,000	103.00	1,030,000	
	中部飼料	2,000	581.00	1,162,000	
	日本配合飼料	8,000	96.00	768,000	
	ユニ・チャーム ペットケア	1,800	3,510.00	6,318,000	
	東洋精糖	5,000	102.00	510,000	
	日本甜菜製糖	17,000	236.00	4,012,000	
	三井製糖	12,000	332.00	3,984,000	
	森永製菓	32,000	191.00	6,112,000	
	明治製菓	46,000	417.00	19,182,000	
	中村屋	7,000	489.00	3,423,000	
	江崎グリコ	11,000	1,003.00	11,033,000	
	名糖産業	1,300	1,688.00	2,194,400	
	不二家	16,000	129.00	2,064,000	
	山崎製パン	20,000	1,360.00	27,200,000	
	第一屋製パン	4,000	96.00	384,000	
	モロゾフ	4,000	312.00	1,248,000	
	明治乳業	36,000	483.00	17,388,000	
	雪印乳業	33,000	382.00	12,606,000	
	森永乳業	26,000	333.00	8,658,000	
	ヤクルト本社	16,200	1,823.00	29,532,600	
	プリマハム	17,000	170.00	2,890,000	
	日本ハム	23,000	1,256.00	28,888,000	
	伊藤ハム	20,000	379.00	7,580,000	
	林兼産業	9,000	71.00	639,000	
	丸大食品	13,000	259.00	3,367,000	
	米久	3,000	1,020.00	3,060,000	
	S Foods	2,000	721.00	1,442,000	
	サッポロホールディングス	44,000	517.00	22,748,000	
	アサヒビール	56,800	1,702.00	96,673,600	
	キリンホールディングス	123,000	1,064.00	130,872,000	
	宝ホールディングス	26,000	564.00	14,664,000	
	オエノンホールディングス	9,000	225.00	2,025,000	
	メルシャン	9,000	197.00	1,773,000	
	養命酒製造	2,000	857.00	1,714,000	
	三国コカ・コーラボトリング	4,100	959.00	3,931,900	
	四国コカ・コーラボトリング	1,400	841.00	1,177,400	
	コカ・コーラウエストホールディングス	9,400	2,075.00	19,505,000	
	コカ・コーラ セントラル ジャパン	7	649,000.00	4,543,000	
	ダイドードリンコ	1,400	2,055.00	2,877,000	
	伊藤園	8,400	1,462.00	12,280,800	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	キーコーヒー	2,400	1,523.00	3,655,200	
	ユニカフエ	700	1,180.00	826,000	
	ジャパンフーズ	400	750.00	300,000	
	日清オイリオグループ	14,000	486.00	6,804,000	
	不二製油	8,100	1,263.00	10,230,300	
	J-オイルミルズ	12,000	361.00	4,332,000	
	キッコーマン	27,000	946.00	25,542,000	
	味の素	82,000	978.00	80,196,000	
	キューピー	15,700	1,161.00	18,227,700	
	ハウス食品	11,200	1,600.00	17,920,000	
	カゴメ	11,700	1,567.00	18,333,900	
	焼津水産化学工業	1,500	1,040.00	1,560,000	
	アリアケジャパン	2,500	1,458.00	3,645,000	
	ニチレイ	34,000	427.00	14,518,000	
	東洋水産	12,000	2,500.00	30,000,000	
	日清食品ホールディングス	9,700	3,400.00	32,980,000	
	永谷園	2,000	844.00	1,688,000	
	フジッコ	4,000	1,239.00	4,956,000	
	ロック・フィールド	1,300	1,132.00	1,471,600	
	日本たばこ産業	671	300,000.00	201,300,000	
	わらべや日洋	1,500	1,493.00	2,239,500	
	なとり	1,300	744.00	967,200	
	ミヨシ油脂	9,000	129.00	1,161,000	
	片倉工業	3,300	873.00	2,880,900	
	グンゼ	21,000	353.00	7,413,000	
	川島織物セルコン	10,000	73.00	730,000	
	東洋紡績	94,000	135.00	12,690,000	
	ユニチカ	65,000	63.00	4,095,000	
	富士紡ホールディングス	12,000	106.00	1,272,000	
	日清紡績	21,000	571.00	11,991,000	
	倉敷紡績	29,000	140.00	4,060,000	
	大和紡績	18,000	301.00	5,418,000	
	シキボウ	18,000	107.00	1,926,000	
	日本毛織	10,000	692.00	6,920,000	
	大東紡織	4,000	56.00	224,000	
	トーア紡コーポレーション	10,000	63.00	630,000	
	ダイドーリミテッド	3,800	880.00	3,344,000	
	御幸ホールディングス	2,000	203.00	406,000	
	帝国繊維	3,000	345.00	1,035,000	
	帝人	115,000	256.00	29,440,000	
	東レ	188,000	442.00	83,096,000	
	三菱レイヨン	71,000	236.00	16,756,000	
	サカイオーベックス	8,000	79.00	632,000	
	住江織物	7,000	134.00	938,000	
	日本フエルト	1,600	380.00	608,000	
	イチカワ	1,000	290.00	290,000	
	日本バイリーン	3,000	401.00	1,203,000	
	日東製綱	3,000	79.00	237,000	
	芦森工業	6,000	113.00	678,000	
	アツギ	26,000	109.00	2,834,000	
	ダイニック	5,000	128.00	640,000	
	セーレン	7,000	468.00	3,276,000	
	東海染工	4,000	73.00	292,000	
	小松精練	4,000	404.00	1,616,000	
	ワコールホールディングス	16,000	1,220.00	19,520,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	ホギメディカル	1,400	5,530.00	7,742,000	
	サンエー・インターナショナル	1,100	1,035.00	1,138,500	
	レナウン	4,800	141.00	676,800	
	クラウディア	300	1,029.00	308,700	
	三陽商会	13,000	428.00	5,564,000	
	ナイガイ	9,000	33.00	297,000	
	オンワードホールディングス	19,000	708.00	13,452,000	
	ルック	4,000	83.00	332,000	
	ゴールドワイン	6,000	158.00	948,000	
	東京スタイル	10,000	748.00	7,480,000	
	デサント	7,000	411.00	2,877,000	
	ヤマトイインターナショナル	1,800	444.00	799,200	
	特種東海ホールディングス	20,000	254.00	5,080,000	
	王子製紙	117,000	444.00	51,948,000	
	三菱製紙	41,000	158.00	6,478,000	
	北越製紙	16,500	419.00	6,913,500	
	中越パルプ工業	10,000	163.00	1,630,000	
	巴川製紙所	4,000	122.00	488,000	
	大王製紙	12,000	974.00	11,688,000	
	紀州製紙	9,000	111.00	999,000	
	日本製紙グループ本社	132	313,000.00	41,316,000	
	レンゴー	23,000	585.00	13,455,000	
	トモク	8,000	157.00	1,256,000	
	ザ・パック	1,800	1,257.00	2,262,600	
	クラレ	42,000	701.00	29,442,000	
	旭化成	176,000	389.00	68,464,000	
	共和レザー	1,600	465.00	744,000	
	コーポケミカル	3,000	200.00	600,000	
	昭和電工	146,000	118.00	17,228,000	
	住友化学	208,000	279.00	58,032,000	
	日本化成	5,000	128.00	640,000	
	住友精化	6,000	255.00	1,530,000	
	日産化学工業	20,000	787.00	15,740,000	
	ラサ工業	11,000	129.00	1,419,000	
	クレハ	19,000	412.00	7,828,000	
	ティカ	4,000	222.00	888,000	
	石原産業	45,000	72.00	3,240,000	
	片倉チッカリン	2,000	323.00	646,000	
	日本曹達	17,000	273.00	4,641,000	
	東ソー	76,000	173.00	13,148,000	
	トクヤマ	34,000	569.00	19,346,000	
	セントラル硝子	29,000	297.00	8,613,000	
	東亞合成	32,000	214.00	6,848,000	
	ダイソー	12,000	258.00	3,096,000	
	関東電化工業	7,000	248.00	1,736,000	
	電気化学工業	60,000	219.00	13,140,000	
	信越化学工業	47,100	4,220.00	198,762,000	
	日本カーバイド工業	6,000	73.00	438,000	
	堺化学工業	10,000	223.00	2,230,000	
	エア・ウォーター	20,000	758.00	15,160,000	
	大陽日酸	43,000	583.00	25,069,000	
	日本化学工業	10,000	174.00	1,740,000	
	日本パーカライジング	6,000	1,123.00	6,738,000	
	高圧ガス工業	5,000	472.00	2,360,000	
	チタン工業	3,000	102.00	306,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	四国化成工業	5,000	346.00	1,730,000	
	戸田工業	4,000	213.00	852,000	
	ステラ ケミファ	1,300	1,025.00	1,332,500	
	保土谷化学工業	7,000	156.00	1,092,000	
	日本触媒	19,000	486.00	9,234,000	
	大日精化工業	11,000	234.00	2,574,000	
	カネカ	36,000	441.00	15,876,000	
	三菱瓦斯化学	49,000	339.00	16,611,000	
	三井化学	86,000	324.00	27,864,000	
	J S R	25,700	1,038.00	26,676,600	
	東京応化工業	5,600	1,240.00	6,944,000	
	三菱ケミカルホールディングス	164,000	369.00	60,516,000	
	日本合成化学工業	8,000	202.00	1,616,000	
	ダイセル化学工業	37,000	422.00	15,614,000	
	住友ベークライト	29,000	320.00	9,280,000	
	積水化学工業	63,000	546.00	34,398,000	
	日本ゼオン	25,000	272.00	6,800,000	
	アイカ工業	8,700	905.00	7,873,500	
	宇部興産	118,000	178.00	21,004,000	
	積水樹脂	3,000	597.00	1,791,000	
	タキロン	6,000	276.00	1,656,000	
	旭有機材工業	10,000	266.00	2,660,000	
	日立化成工業	12,300	945.00	11,623,500	
	ニチバン	3,000	310.00	930,000	
	リケンテクノス	5,000	191.00	955,000	
	大倉工業	6,000	226.00	1,356,000	
	積水化成品工業	8,000	299.00	2,392,000	
	群栄化学工業	7,000	199.00	1,393,000	
	タイガースポリマー	1,400	420.00	588,000	
	日本カーリット	2,200	367.00	807,400	
	日本化薬	22,000	462.00	10,164,000	
	日本精化	2,300	417.00	959,100	
	A D E K A	12,200	559.00	6,819,800	
	日油	26,000	334.00	8,684,000	
	ハリマ化成	2,000	418.00	836,000	
	花王	72,000	2,815.00	202,680,000	
	第一工業製薬	4,000	170.00	680,000	
	三洋化成工業	9,000	528.00	4,752,000	
	大日本塗料	16,000	91.00	1,456,000	
	日本ペイント	32,000	340.00	10,880,000	
	関西ペイント	32,000	469.00	15,008,000	
	中国塗料	9,000	399.00	3,591,000	
	日本特殊塗料	2,000	349.00	698,000	
	藤倉化成	3,400	459.00	1,560,600	
	太陽インキ製造	2,200	1,558.00	3,427,600	
	D I C	93,000	142.00	13,206,000	
	サカタインクス	6,000	276.00	1,656,000	
	東洋インキ製造	28,000	233.00	6,524,000	
	富士フィルムホールディングス	69,000	2,275.00	156,975,000	
	資生堂	48,000	1,865.00	89,520,000	
	ライオン	32,000	571.00	18,272,000	
	高砂香料工業	11,000	538.00	5,918,000	
	マンダム	2,900	2,800.00	8,120,000	
	ミルボン	1,200	2,485.00	2,982,000	
	ファンケル	5,300	1,197.00	6,344,100	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	コーセー	4,600	2,335.00	10,741,000	
	ドクターシーラボ	19	166,300.00	3,159,700	
	エステー	2,000	1,199.00	2,398,000	
	コニシ	2,300	801.00	1,842,300	
	長谷川香料	3,300	1,235.00	4,075,500	
	小林製薬	4,000	3,600.00	14,400,000	
	荒川化学工業	2,400	954.00	2,289,600	
	メック	1,900	481.00	913,900	
	日本高純度化学	7	200,900.00	1,406,300	
	荏原ユージライト	300	1,762.00	528,600	
	アース製薬	2,200	2,745.00	6,039,000	
	イハラケミカル工業	5,000	227.00	1,135,000	
	北興化学工業	3,000	296.00	888,000	
	大成ラミック	800	2,150.00	1,720,000	
	クミアイ化学工業	8,000	285.00	2,280,000	
	日本農薬	7,000	550.00	3,850,000	
	アキレス	23,000	127.00	2,921,000	
	有沢製作所	3,900	334.00	1,302,600	
	日東電工	24,700	1,683.00	41,570,100	
	スルガ	700	958.00	670,600	
	アロン化成	2,000	300.00	600,000	
	きもと	2,300	312.00	717,600	
	シー・アイ化成	2,000	245.00	490,000	
	藤森工業	1,900	677.00	1,286,300	
	前澤化成工業	1,900	796.00	1,512,400	
	J S P	1,800	466.00	838,800	
	エフピコ	1,500	3,820.00	5,730,000	
	天馬	2,200	1,279.00	2,813,800	
	信越ポリマー	5,600	395.00	2,212,000	
	東リ	7,000	196.00	1,372,000	
	ニフコ	5,900	1,208.00	7,127,200	
	日本バルカーワークス	11,000	248.00	2,728,000	
	日本マタイ	4,000	143.00	572,000	
	ユニ・チャーム	5,800	6,930.00	40,194,000	
	協和発酵キリン	39,000	855.00	33,345,000	
	武田薬品工業	102,500	4,670.00	478,675,000	
	アステラス製薬	63,400	4,040.00	256,136,000	
	大日本住友製薬	21,000	836.00	17,556,000	
	塩野義製薬	41,000	2,210.00	90,610,000	
	田辺三菱製薬	29,000	1,186.00	34,394,000	
	わかもと製薬	3,000	335.00	1,005,000	
	あすか製薬	3,000	786.00	2,358,000	
	日本新薬	7,000	1,132.00	7,924,000	
	中外製薬	37,500	1,538.00	57,675,000	
	科研製薬	12,000	941.00	11,292,000	
	エーザイ	34,800	3,390.00	117,972,000	
	ロート製薬	13,000	1,218.00	15,834,000	
	小野薬品工業	14,100	4,650.00	65,565,000	
	久光製薬	8,700	4,040.00	35,148,000	
	有機合成薬品工業	2,000	540.00	1,080,000	
	持田製薬	12,000	1,136.00	13,632,000	
	大正製薬	26,000	1,867.00	48,542,000	
	参天製薬	8,700	2,610.00	22,707,000	
	エスエス製薬	8,000	619.00	4,952,000	
	扶桑薬品工業	9,000	276.00	2,484,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	日本ケミファ	4,000	289.00	1,156,000	
	ツムラ	8,300	3,200.00	26,560,000	
	キッセイ薬品工業	6,000	2,425.00	14,550,000	
	生化学工業	5,500	1,004.00	5,522,000	
	榮研化学	1,800	589.00	1,060,200	
	日水製薬	1,100	685.00	753,500	
	鳥居薬品	1,700	1,319.00	2,242,300	
	東和薬品	1,200	3,840.00	4,608,000	
	沢井製薬	1,900	4,170.00	7,923,000	
	ゼリア新薬工業	5,000	1,016.00	5,080,000	
	第一三共	83,200	1,908.00	158,745,600	
	キヨーリン	7,000	1,078.00	7,546,000	
	新日本石油	196,000	355.00	69,580,000	
	昭和シェル石油	22,200	775.00	17,205,000	
	コスモ石油	79,000	235.00	18,565,000	
	富士興産	10,000	71.00	710,000	
	ニチレキ	3,000	254.00	762,000	
	東燃ゼネラル石油	43,000	914.00	39,302,000	
	ユシロ化学工業	1,400	1,517.00	2,123,800	
	新日鉱ホールディングス	116,500	247.00	28,775,500	
	AOCホールディングス	6,600	503.00	3,319,800	
	出光興産	3,300	6,250.00	20,625,000	
	横浜ゴム	35,000	482.00	16,870,000	
	東洋ゴム工業	28,000	190.00	5,320,000	
	ブリヂストン	88,600	1,732.00	153,455,200	
	住友ゴム工業	24,200	833.00	20,158,600	
	藤倉ゴム工業	1,700	296.00	503,200	
	オカモト	12,000	324.00	3,888,000	
	フコク	1,300	594.00	772,200	
	ニッタ	2,600	1,297.00	3,372,200	
	東海ゴム工業	5,300	886.00	4,695,800	
	三ツ星ベルト	9,000	467.00	4,203,000	
	バandoー化学	11,000	238.00	2,618,000	
	日東紡績	28,000	167.00	4,676,000	
	旭硝子	139,000	503.00	69,917,000	
	日本板硝子	89,000	277.00	24,653,000	
	石塚硝子	3,000	149.00	447,000	
	日本山村硝子	13,000	183.00	2,379,000	
	日本電気硝子	45,000	573.00	25,785,000	
	オハラ	1,300	968.00	1,258,400	
	住友大阪セメント	54,000	142.00	7,668,000	
	太平洋セメント	112,000	101.00	11,312,000	
	デイ・シイ	2,300	205.00	471,500	
	日本ヒューム	2,000	240.00	480,000	
	日本コンクリート工業	4,000	97.00	388,000	
	東海カーボン	25,000	388.00	9,700,000	
	日本カーボン	14,000	235.00	3,290,000	
	東洋炭素	1,300	4,270.00	5,551,000	
	ノリタケカンパニーリミテド	15,000	279.00	4,185,000	
	TOTO	44,000	594.00	26,136,000	
	日本碍子	33,000	1,032.00	34,056,000	
	日本特殊陶業	25,000	840.00	21,000,000	
	ダントーホールディングス	3,000	90.00	270,000	
	MARUWA	900	1,059.00	953,100	
	品川白煉瓦	8,000	178.00	1,424,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	黒崎播磨	7,000	197.00	1,379,000	
	東京窯業	3,000	213.00	639,000	
	ニッカトー	1,000	451.00	451,000	
	フジミインコーポレーテッド	2,900	1,125.00	3,262,500	
	エーアンドエーマテリアル	6,000	64.00	384,000	
	ニチアス	14,000	218.00	3,052,000	
	ニチハ	3,200	576.00	1,843,200	
	新日本製鐵	742,000	271.00	201,082,000	
	住友金属工業	483,000	221.00	106,743,000	
	神戸製鋼所	392,000	152.00	59,584,000	
	日新製鋼	108,000	118.00	12,744,000	
	中山製鋼所	16,000	274.00	4,384,000	
	合同製鐵	18,000	229.00	4,122,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	72,100	2,135.00	153,933,500	
	東京製鐵	11,800	780.00	9,204,000	
	共英製鋼	2,300	1,203.00	2,766,900	
	大和工業	6,600	1,932.00	12,751,200	
	東京鐵鋼	5,000	221.00	1,105,000	
	大阪製鐵	1,800	1,166.00	2,098,800	
	淀川製鋼所	22,000	324.00	7,128,000	
	東洋鋼鈑	6,000	378.00	2,268,000	
	住友鋼管	1,900	566.00	1,075,400	
	丸一鋼管	7,800	2,010.00	15,678,000	
	モリ工業	4,000	193.00	772,000	
	大同特殊鋼	44,000	258.00	11,352,000	
	日本高周波鋼業	11,000	89.00	979,000	
	日本金属工業	20,000	114.00	2,280,000	
	日本冶金工業	16,000	214.00	3,424,000	
	山陽特殊製鋼	15,000	229.00	3,435,000	
	愛知製鋼	16,000	269.00	4,304,000	
	日立金属	19,000	615.00	11,685,000	
	日本金属	7,000	127.00	889,000	
	大平洋金属	19,000	402.00	7,638,000	
	日本電工	12,000	440.00	5,280,000	
	栗本鐵工所	13,000	64.00	832,000	
	旭テック	9,000	39.00	351,000	
	日本鑄鉄管	2,000	102.00	204,000	
	三菱製鋼	17,000	216.00	3,672,000	
	日亜鋼業	4,000	257.00	1,028,000	
	日本精線	3,000	218.00	654,000	
	シンニッタン	2,400	373.00	895,200	
	新家工業	6,000	140.00	840,000	
	日本軽金属	69,000	93.00	6,417,000	
	大紀アルミニウム工業所	4,000	170.00	680,000	
	三井金属鉱業	82,000	164.00	13,448,000	
	東邦亜鉛	15,000	175.00	2,625,000	
	三菱マテリアル	171,000	190.00	32,490,000	
	住友金属鉱山	73,000	631.00	46,063,000	
	DOWAホールディングス	36,000	274.00	9,864,000	
	古河機械金属	48,000	88.00	4,224,000	
	エス・サイエンス	139,000	6.00	834,000	
	大阪チタニウムテクノロジーズ	2,700	2,140.00	5,778,000	
	東邦チタニウム	4,500	923.00	4,153,500	
	住友軽金属工業	41,000	80.00	3,280,000	
	古河スカイ	14,000	183.00	2,562,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	古河電気工業	88,000	350.00	30,800,000	
	住友電気工業	93,200	738.00	68,781,600	
	フジクラ	43,000	268.00	11,524,000	
	三菱電線工業	18,000	90.00	1,620,000	
	昭和電線ホールディングス	34,000	76.00	2,584,000	
	東京特殊電線	3,000	80.00	240,000	
	タツタ電線	6,000	251.00	1,506,000	
	日立電線	22,000	193.00	4,246,000	
	沖電線	3,000	138.00	414,000	
	カナレ電気	300	949.00	284,700	
	平河ヒューテック	800	1,016.00	812,800	
	リヨービ	18,000	206.00	3,708,000	
	アサヒプリテック	4,000	1,045.00	4,180,000	
	稻葉製作所	1,300	1,089.00	1,415,700	
	宮地エンジニアリンググループ	9,000	50.00	450,000	
	三協・立山ホールディングス	36,000	98.00	3,528,000	
	トーカロ	1,700	764.00	1,298,800	
	アルファCo	900	597.00	537,300	
	SUMCO	15,200	1,012.00	15,382,400	
	東洋製罐	21,900	1,193.00	26,126,700	
	ホッカンホールディングス	6,000	249.00	1,494,000	
	コロナ	1,300	867.00	1,127,100	
	横河ブリッジホールディングス	5,000	615.00	3,075,000	
	松尾橋梁	4,000	66.00	264,000	
	駒井鉄工	4,000	142.00	568,000	
	三和ホールディングス	29,000	335.00	9,715,000	
	文化シヤッター	7,000	328.00	2,296,000	
	川田工業	6,000	86.00	516,000	
	東洋シヤッター	600	587.00	352,200	
	住生活グループ	34,100	1,367.00	46,614,700	
	日本ファイルコン	2,000	498.00	996,000	
	ノーリツ	4,700	1,099.00	5,165,300	
	長府製作所	3,100	2,040.00	6,324,000	
	リンナイ	5,400	3,310.00	17,874,000	
	ダイニチ工業	1,600	544.00	870,400	
	日東精工	3,000	310.00	930,000	
	三洋工業	3,000	146.00	438,000	
	岡部	5,500	416.00	2,288,000	
	中国工業	4,000	98.00	392,000	
	東プレ	5,900	792.00	4,672,800	
	高周波熱鍊	4,200	613.00	2,574,600	
	東京製綱	21,000	179.00	3,759,000	
	パイオラックス	1,200	1,397.00	1,676,400	
	日本発條	19,000	385.00	7,315,000	
	中央発條	4,000	247.00	988,000	
	アドバネクス	5,000	92.00	460,000	
	三益半導体工業	2,400	1,004.00	2,409,600	
	アタカ大機	2,000	190.00	380,000	
	日本製鋼所	40,000	896.00	35,840,000	
	日立ツール	1,700	764.00	1,298,800	
	三浦工業	4,200	2,085.00	8,757,000	
	タクマ	12,000	182.00	2,184,000	
	ツガミ	9,000	199.00	1,791,000	
	オークマ	18,000	367.00	6,606,000	
	東芝機械	16,000	332.00	5,312,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	アマダ	44,000	422.00	18,568,000	
	アイダエンジニアリング	7,300	351.00	2,562,300	
	牧野フライス製作所	14,000	238.00	3,332,000	
	オーエスジー	11,700	660.00	7,722,000	
	ダイジェット工業	3,000	188.00	564,000	
	旭ダイヤモンド工業	8,000	570.00	4,560,000	
	森精機製作所	12,200	724.00	8,832,800	
	ディスコ	2,600	1,743.00	4,531,800	
	日東工器	1,700	1,686.00	2,866,200	
	豊和工業	15,000	61.00	915,000	
	大阪機工	10,000	96.00	960,000	
	石川製作所	6,000	48.00	288,000	
	東洋機械金属	1,700	188.00	319,600	
	オーエム製作所	2,000	347.00	694,000	
	津田駒工業	7,000	90.00	630,000	
	エンシュウ	7,000	74.00	518,000	
	島精機製作所	3,400	1,722.00	5,854,800	
	日本スピンドル製造	3,000	164.00	492,000	
	日阪製作所	3,000	1,120.00	3,360,000	
	ペガサスミシン製造	2,300	193.00	443,900	
	ナブテスコ	12,000	561.00	6,732,000	
	三井海洋開発	1,900	1,158.00	2,200,200	
	レオン自動機	2,000	258.00	516,000	
	SMC	8,400	8,840.00	74,256,000	
	新川	2,600	1,066.00	2,771,600	
	ホソカワミクロン	4,000	397.00	1,588,000	
	ユニオンツール	1,600	2,045.00	3,272,000	
	オイレス工業	3,300	1,208.00	3,986,400	
	サトー	3,000	945.00	2,835,000	
	日本エアーテック	800	381.00	304,800	
	日精樹脂工業	2,200	275.00	605,000	
	ワイエイシイ	1,200	373.00	447,600	
	小松製作所	125,600	1,054.00	132,382,400	
	住友重機械工業	71,000	338.00	23,998,000	
	日立建機	14,500	969.00	14,050,500	
	日工	3,000	215.00	645,000	
	巴工業	1,000	873.00	873,000	
	井関農機	29,000	172.00	4,988,000	
	共立	7,000	127.00	889,000	
	TOWA	2,600	205.00	533,000	
	丸山製作所	6,000	145.00	870,000	
	北川鉄工所	13,000	115.00	1,495,000	
	クボタ	129,000	511.00	65,919,000	
	荏原実業	600	1,043.00	625,800	
	三菱化工機	9,000	194.00	1,746,000	
	月島機械	4,000	731.00	2,924,000	
	帝国電機製作所	1,000	1,274.00	1,274,000	
	東京機械製作所	8,000	196.00	1,568,000	
	新東工業	5,700	597.00	3,402,900	
	澁谷工業	1,600	800.00	1,280,000	
	アイチ コーポレーション	4,700	306.00	1,438,200	
	小森コーポレーション	8,100	956.00	7,743,600	
	鶴見製作所	2,000	618.00	1,236,000	
	住友精密工業	5,000	372.00	1,860,000	
	酒井重工業	5,000	119.00	595,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	荏原製作所	61,000	178.00	10,858,000	
	石井鐵工所	4,000	168.00	672,000	
	西島製作所	2,600	980.00	2,548,000	
	ダイキン工業	29,500	2,305.00	67,997,500	
	オルガノ	5,000	587.00	2,935,000	
	トヨーカネツ	18,000	149.00	2,682,000	
	栗田工業	15,500	2,280.00	35,340,000	
	椿本チエイン	15,000	235.00	3,525,000	
	大同工業	5,000	152.00	760,000	
	T C M	8,000	121.00	968,000	
	日本コンベヤ	10,000	84.00	840,000	
	木村化工機	2,700	575.00	1,552,500	
	アネスト岩田	5,000	333.00	1,665,000	
	ダイフク	11,500	501.00	5,761,500	
	加藤製作所	6,000	214.00	1,284,000	
	油研工業	4,000	172.00	688,000	
	タダノ	14,000	463.00	6,482,000	
	フジテック	8,000	302.00	2,416,000	
	シーケーディ	7,600	297.00	2,257,200	
	キトー	6	78,700.00	472,200	
	平和	7,400	758.00	5,609,200	
	理想科学工業	2,200	1,019.00	2,241,800	
	SANKYO	7,300	5,390.00	39,347,000	
	日本金錢機械	3,100	802.00	2,486,200	
	マースエンジニアリング	1,400	2,155.00	3,017,000	
	福島工業	800	763.00	610,400	
	キヤノンファインテック	2,600	872.00	2,267,200	
	アビリット	4,600	133.00	611,800	
	ダイコク電機	1,200	1,078.00	1,293,600	
	アマノ	8,200	715.00	5,863,000	
	JUKI	15,000	105.00	1,575,000	
	サンデン	16,000	244.00	3,904,000	
	蛇の目ミシン工業	26,000	44.00	1,144,000	
	シルバー精工	58,000	9.00	522,000	
	マックス	5,000	945.00	4,725,000	
	グローリー	8,600	1,552.00	13,347,200	
	大和冷機工業	5,000	271.00	1,355,000	
	セガサミーホールディングス	30,900	935.00	28,891,500	
	日本ピストリング	10,000	95.00	950,000	
	リケン	12,000	226.00	2,712,000	
	帝国ピストリング	3,300	368.00	1,214,400	
	大豊工業	2,200	499.00	1,097,800	
	日本精工	55,000	354.00	19,470,000	
	N T N	48,000	283.00	13,584,000	
	ジェイテクト	27,000	745.00	20,115,000	
	不二越	28,000	214.00	5,992,000	
	日本トムソン	9,000	372.00	3,348,000	
	THK	16,800	953.00	16,010,400	
	ユーシン精機	1,200	1,080.00	1,296,000	
	前澤給装工業	1,100	1,159.00	1,274,900	
	イーグル工業	4,000	400.00	1,600,000	
	前澤工業	2,100	235.00	493,500	
	日本ピラー工業	2,000	271.00	542,000	
	キツツ	13,000	316.00	4,108,000	
	日立工機	9,300	675.00	6,277,500	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	マキタ	16,900	1,819.00	30,741,100	
	日立造船	120,500	80.00	9,640,000	
	三菱重工業	481,000	348.00	167,388,000	
	I H I	185,000	116.00	21,460,000	
	イビデン	18,900	1,512.00	28,576,800	
	コニカミノルタホールディングス	71,000	626.00	44,446,000	
	プラザー工業	32,600	619.00	20,179,400	
	ミネベア	41,000	277.00	11,357,000	
	日立製作所	452,000	447.00	202,044,000	
	東芝	407,000	328.00	133,496,000	
	三菱電機	252,000	497.00	125,244,000	
	富士電機ホールディングス	63,000	122.00	7,686,000	
	東洋電機製造	4,000	434.00	1,736,000	
	安川電機	29,000	367.00	10,643,000	
	神鋼電機	18,000	235.00	4,230,000	
	明電舎	25,000	148.00	3,700,000	
	オリジン電気	3,000	252.00	756,000	
	デンヨー	2,700	577.00	1,557,900	
	東芝テック	20,000	267.00	5,340,000	
	芝浦メカトロニクス	5,000	347.00	1,735,000	
	マブチモーター	4,300	4,070.00	17,501,000	
	日本電産	13,300	4,670.00	62,111,000	
	高岳製作所	10,000	114.00	1,140,000	
	ダイヘン	14,000	251.00	3,514,000	
	J V C・ケンウッド・ホールディングス	86,000	47.00	4,042,000	
	日新電機	6,000	365.00	2,190,000	
	大崎電気工業	5,000	502.00	2,510,000	
	オムロン	32,000	1,300.00	41,600,000	
	日東工業	4,100	774.00	3,173,400	
	I D E C	3,600	860.00	3,096,000	
	エルピーダメモリ	12,000	350.00	4,200,000	
	ジー・エス・ユアサ コーポレーション	43,000	369.00	15,867,000	
	サクサホールディングス	7,000	115.00	805,000	
	メルコホールディングス	1,700	964.00	1,638,800	
	テクノメディア	2	198,000.00	396,000	
	日本電気	272,000	270.00	73,440,000	
	富士通	277,000	441.00	122,157,000	
	沖電気工業	87,000	69.00	6,003,000	
	岩崎通信機	12,000	80.00	960,000	
	電気興業	8,000	574.00	4,592,000	
	サンケン電気	16,000	330.00	5,280,000	
	エプソントヨコム	10,000	176.00	1,760,000	
	ナカヨ通信機	3,000	132.00	396,000	
	アイホン	2,000	1,593.00	3,186,000	
	NECエレクトロニクス	5,200	936.00	4,867,200	
	セイコーホームズ	19,700	1,310.00	25,807,000	
	ワコム	55	91,500.00	5,032,500	
	アルバック	4,400	1,098.00	4,831,200	
	ナナオ	2,400	1,506.00	3,614,400	
	日本信号	6,900	557.00	3,843,300	
	京三製作所	6,000	295.00	1,770,000	
	能美防災	4,000	879.00	3,516,000	
	ホーチキ	2,000	638.00	1,276,000	
	マスプロ電工	2,400	799.00	1,917,600	
	日本無線	10,000	148.00	1,480,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	パナソニック	288,000	1,462.00	421,056,000	
	シャープ	130,000	645.00	83,850,000	
	アンリツ	13,000	214.00	2,782,000	
	富士通ゼネラル	7,000	160.00	1,120,000	
	日立国際電気	9,000	396.00	3,564,000	
	ソニー	143,200	1,950.00	279,240,000	
	NEC トーキン	9,000	258.00	2,322,000	
	T D K	14,100	3,130.00	44,133,000	
	帝国通信工業	6,000	200.00	1,200,000	
	三洋電機	267,000	168.00	44,856,000	
	宮越商事	600	430.00	258,000	
	ミツミ電機	9,600	1,136.00	10,905,600	
	タムラ製作所	9,000	199.00	1,791,000	
	アルプス電気	22,900	444.00	10,167,600	
	池上通信機	10,000	83.00	830,000	
	パイオニア	21,200	241.00	5,109,200	
	日本電波工業	2,100	1,035.00	2,173,500	
	日本トリム	350	2,290.00	801,500	
	ローランド ディー. ジー.	1,100	1,254.00	1,379,400	
	山水電気	162,000	6.00	972,000	
	フォスター電機	2,700	627.00	1,692,900	
	クラリオン	13,000	67.00	871,000	
	S MK	8,000	249.00	1,992,000	
	ヨコオ	2,300	475.00	1,092,500	
	東光	12,000	94.00	1,128,000	
	ティック	13,000	39.00	507,000	
	ホシデン	6,800	1,180.00	8,024,000	
	ヒロセ電機	4,700	8,430.00	39,621,000	
	日本航空電子工業	7,000	359.00	2,513,000	
	TO A	3,000	405.00	1,215,000	
	日立マクセル	6,000	789.00	4,734,000	
	ユニデン	9,000	186.00	1,674,000	
	アルパイン	5,900	691.00	4,076,900	
	スマダ コーポレーション	1,900	461.00	875,900	
	アイコム	1,600	1,916.00	3,065,600	
	船井電機	2,500	1,481.00	3,702,500	
	横河電機	29,400	464.00	13,641,600	
	新電元工業	10,000	178.00	1,780,000	
	山武	6,900	1,936.00	13,358,400	
	日本光電工業	5,300	1,559.00	8,262,700	
	チノー	5,000	206.00	1,030,000	
	共和電業	2,000	302.00	604,000	
	日本電子材料	1,100	432.00	475,200	
	堀場製作所	4,000	1,615.00	6,460,000	
	アドバンテスト	18,500	1,170.00	21,645,000	
	小野測器	3,000	394.00	1,182,000	
	エスペック	2,700	609.00	1,644,300	
	サンクス	2,400	320.00	768,000	
	キーエンス	5,000	16,260.00	81,300,000	
	日置電機	1,300	1,673.00	2,174,900	
	システムズ	5,100	3,310.00	16,881,000	
	メガチップス	2,500	1,337.00	3,342,500	
	O BARA	1,800	679.00	1,222,200	
	日本電産コパル電子	2,900	521.00	1,510,900	
	ミヤチテクノス	1,300	512.00	665,600	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	東京電波	800	592.00	473,600	
	澤藤電機	1,000	167.00	167,000	
	コーチル	3,700	728.00	2,693,600	
	日立メディコ	2,000	830.00	1,660,000	
	新日本無線	2,000	174.00	348,000	
	オプテックス	1,800	832.00	1,497,600	
	千代田インテグレ	1,700	1,155.00	1,963,500	
	東光電気	2,000	214.00	428,000	
	スタンレー電気	18,900	1,182.00	22,339,800	
	岩崎電気	9,000	116.00	1,044,000	
	ウシオ電機	15,200	1,182.00	17,966,400	
	岡谷電機産業	1,500	258.00	387,000	
	フェニックス電機	2,300	146.00	335,800	
	日本セラミック	2,000	906.00	1,812,000	
	新神戸電機	3,000	709.00	2,127,000	
	日本デジタル研究所	2,600	897.00	2,332,200	
	古河電池	2,000	871.00	1,742,000	
	双信電機	1,300	327.00	425,100	
	山一電機	2,400	261.00	626,400	
	図研	2,100	651.00	1,367,100	
	日本電子	10,000	255.00	2,550,000	
	カシオ計算機	25,800	522.00	13,467,600	
	ファナック	26,100	5,410.00	141,201,000	
	F D K	13,000	111.00	1,443,000	
	日本シエムケイ	5,400	385.00	2,079,000	
	エンプラス	1,500	830.00	1,245,000	
	ローム	13,900	4,440.00	61,716,000	
	浜松ホトニクス	9,800	1,886.00	18,482,800	
	三井ハイテック	3,600	516.00	1,857,600	
	新光電気工業	8,000	487.00	3,896,000	
	京セラ	24,000	4,940.00	118,560,000	
	日本インター	3,000	145.00	435,000	
	太陽誘電	14,000	460.00	6,440,000	
	村田製作所	30,200	3,140.00	94,828,000	
	ユーシン	3,200	466.00	1,491,200	
	双葉電子工業	4,800	1,308.00	6,278,400	
	北陸電気工業	12,000	137.00	1,644,000	
	パナソニック電工	45,000	869.00	39,105,000	
	ニチコン	8,600	547.00	4,704,200	
	日本ケミコン	14,000	202.00	2,828,000	
	K O A	4,100	571.00	2,341,100	
	市光工業	6,000	138.00	828,000	
	小糸製作所	14,000	660.00	9,240,000	
	ミツバ	4,000	424.00	1,696,000	
	アロカ	1,700	703.00	1,195,100	
	スター精密	5,500	952.00	5,236,000	
	大日本スクリーン製造	30,000	158.00	4,740,000	
	キヤノン電子	2,500	1,283.00	3,207,500	
	キヤノン	156,600	2,805.00	439,263,000	
	リコー	87,000	939.00	81,693,000	
	日本電産サンキュー	9,000	412.00	3,708,000	
	MUTOHホールディングス	3,000	237.00	711,000	
	東京エレクトロン	19,700	2,755.00	54,273,500	
	トヨタ紡織	9,400	717.00	6,739,800	
	鬼怒川ゴム工業	6,000	141.00	846,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	ユニプレス	3,700	824.00	3,048,800	
	豊田自動織機	21,800	1,945.00	42,401,000	
	モリタホールディングス	4,000	379.00	1,516,000	
	三櫻工業	3,400	396.00	1,346,400	
	デンソー	59,300	1,516.00	89,898,800	
	東海理化電機製作所	7,200	858.00	6,177,600	
	三井造船	98,000	125.00	12,250,000	
	佐世保重工業	17,000	130.00	2,210,000	
	川崎重工業	224,000	187.00	41,888,000	
	日本車輌製造	13,000	237.00	3,081,000	
	日本輸送機	3,000	222.00	666,000	
	近畿車輛	5,000	453.00	2,265,000	
	日産自動車	341,300	346.00	118,089,800	
	いすゞ自動車	128,000	148.00	18,944,000	
	トヨタ自動車	347,100	3,050.00	1,058,655,000	
	日野自動車	39,000	205.00	7,995,000	
	三菱自動車工業	604,000	142.00	85,768,000	
	エフテック	900	539.00	485,100	
	武藏精密工業	2,700	929.00	2,508,300	
	トヨタ車体	5,900	1,436.00	8,472,400	
	日産車体	10,000	551.00	5,510,000	
	関東自動車工業	4,200	1,132.00	4,754,400	
	新明和工業	13,000	219.00	2,847,000	
	極東開発工業	5,400	406.00	2,192,400	
	日信工業	5,000	769.00	3,845,000	
	トピー工業	25,000	167.00	4,175,000	
	ティラド	9,000	172.00	1,548,000	
	曙ブレーキ工業	7,400	496.00	3,670,400	
	タチエス	3,600	534.00	1,922,400	
	NOK	14,600	730.00	10,658,000	
	フタバ産業	5,900	489.00	2,885,100	
	カヤバ工業	19,000	203.00	3,857,000	
	シロキ工業	5,000	215.00	1,075,000	
	大同メタル工業	4,000	229.00	916,000	
	プレス工業	11,000	139.00	1,529,000	
	カルソニックカンセイ	17,000	153.00	2,601,000	
	太平洋工業	5,000	279.00	1,395,000	
	ケーひん	6,200	741.00	4,594,200	
	河西工業	3,000	186.00	558,000	
	アイシン精機	24,700	1,370.00	33,839,000	
	富士機工	3,000	95.00	285,000	
	マツダ	107,000	182.00	19,474,000	
	ダイハツ工業	29,000	838.00	24,302,000	
	愛知機械工業	6,000	194.00	1,164,000	
	今仙電機製作所	1,900	680.00	1,292,000	
	本田技研工業	230,900	2,045.00	472,190,500	
	スズキ	54,600	1,275.00	69,615,000	
	富士重工業	91,000	294.00	26,754,000	
	ヤマハ発動機	31,200	939.00	29,296,800	
	ショーワ	5,800	394.00	2,285,200	
	T B K	3,000	183.00	549,000	
	エクセディ	3,300	1,299.00	4,286,700	
	豊田合成	7,600	1,158.00	8,800,800	
	愛三工業	3,300	539.00	1,778,700	
	ヨロズ	1,900	812.00	1,542,800	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	エフ・シー・シー	4,000	1,022.00	4,088,000	
	シマノ	10,400	3,190.00	33,176,000	
	タカタ	4,900	732.00	3,586,800	
	ティ・エス テック	4,400	551.00	2,424,400	
	日本電産トーソク	800	755.00	604,000	
	テルモ	19,400	4,090.00	79,346,000	
	クリエートメディック	800	803.00	642,400	
	日機装	8,000	525.00	4,200,000	
	島津製作所	30,000	684.00	20,520,000	
	J M S	4,000	294.00	1,176,000	
	モリテックス	1,600	569.00	910,400	
	長野計器	1,600	905.00	1,448,000	
	東京計器	9,000	114.00	1,026,000	
	愛知時計電機	2,000	210.00	420,000	
	東京精密	5,100	748.00	3,814,800	
	ニコン	47,000	1,039.00	48,833,000	
	トプコン	6,300	357.00	2,249,100	
	オリンパス	29,000	1,652.00	47,908,000	
	理研計器	2,200	539.00	1,185,800	
	タムロン	2,400	843.00	2,023,200	
	HO Y A	62,000	1,321.00	81,902,000	
	ノーリツ鋼機	2,500	667.00	1,667,500	
	エー・アンド・デイ	2,300	290.00	667,000	
	日本電産コパル	2,700	838.00	2,262,600	
	シチズンホールディングス	35,200	461.00	16,227,200	
	リズム時計工業	13,000	91.00	1,183,000	
	セイコーホールディングス	10,000	201.00	2,010,000	
	ニプロ	7,000	1,507.00	10,549,000	
	S R I スポーツ	17	83,100.00	1,412,700	
	パンダイナムコホールディングス	29,300	867.00	25,403,100	
	共立印刷	2,400	155.00	372,000	
	フランスベッドホールディングス	18,000	128.00	2,304,000	
	パイロットコーポレーション	26	165,800.00	4,310,800	
	トッパン・フォームズ	5,900	1,172.00	6,914,800	
	フジシールインターナショナル	3,100	1,787.00	5,539,700	
	タカラトミー	8,100	521.00	4,220,100	
	廣済堂	2,300	269.00	618,700	
	アーク	8,200	166.00	1,361,200	
	タカノ	1,000	332.00	332,000	
	プロネクサス	3,400	509.00	1,730,600	
	ホクシン	2,200	143.00	314,600	
	ウッドワン	5,000	383.00	1,915,000	
	大建工業	12,000	171.00	2,052,000	
	凸版印刷	82,000	701.00	57,482,000	
	大日本印刷	82,000	1,020.00	83,640,000	
	図書印刷	6,000	247.00	1,482,000	
	共同印刷	10,000	202.00	2,020,000	
	日本写真印刷	4,100	4,850.00	19,885,000	
	光村印刷	2,000	328.00	656,000	
	宝印刷	1,300	829.00	1,077,700	
	コンビ	1,500	445.00	667,500	
	アシックス	26,000	560.00	14,560,000	
	ツツミ	1,100	1,660.00	1,826,000	
	ローランド	2,000	1,021.00	2,042,000	
	小松ウォール工業	1,000	1,107.00	1,107,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	ヤマハ	21,600	811.00	17,517,600	
	河合楽器製作所	10,000	80.00	800,000	
	クリナップ	2,800	384.00	1,075,200	
	ビジョン	1,800	3,250.00	5,850,000	
	バラマウントベッド	2,700	1,244.00	3,358,800	
	兼松日産農林	4,000	61.00	244,000	
	キングジム	2,200	810.00	1,782,000	
	リンテック	5,200	1,124.00	5,844,800	
	田崎真珠	4,000	81.00	324,000	
	イトーキ	5,800	302.00	1,751,600	
	任天堂	14,200	29,310.00	416,202,000	
	三菱鉛筆	2,600	1,046.00	2,719,600	
	タカラスタンダード	13,000	566.00	7,358,000	
	コクヨ	14,100	653.00	9,207,300	
	ナカバヤシ	6,000	159.00	954,000	
	ダイワ精工	13,000	138.00	1,794,000	
	サンウエーブ工業	3,000	134.00	402,000	
	岡村製作所	12,000	418.00	5,016,000	
	美津濃	14,000	422.00	5,908,000	
	アデランスホールディングス	3,200	808.00	2,585,600	
	東京電力	170,200	2,950.00	502,090,000	
	中部電力	91,500	2,675.00	244,762,500	
	関西電力	112,100	2,560.00	286,976,000	
	中国電力	40,400	2,420.00	97,768,000	
	北陸電力	27,700	2,560.00	70,912,000	
	東北電力	67,500	2,410.00	162,675,000	
	四国電力	28,500	3,010.00	85,785,000	
	九州電力	59,600	2,380.00	141,848,000	
	北海道電力	25,200	2,330.00	58,716,000	
	沖縄電力	2,000	6,050.00	12,100,000	
	電源開発	19,500	3,420.00	66,690,000	
	東京瓦斯	342,000	451.00	154,242,000	
	大阪瓦斯	289,000	373.00	107,797,000	
	東邦瓦斯	70,000	597.00	41,790,000	
	北海道瓦斯	5,000	262.00	1,310,000	
	西部瓦斯	31,000	242.00	7,502,000	
	静岡瓦斯	8,000	480.00	3,840,000	
	東武鉄道	116,000	521.00	60,436,000	
	相模鉄道	36,000	401.00	14,436,000	
	東京急行電鉄	148,000	375.00	55,500,000	
	京浜急行電鉄	67,000	766.00	51,322,000	
	小田急電鉄	87,000	740.00	64,380,000	
	京王電鉄	71,000	512.00	36,352,000	
	京成電鉄	44,000	471.00	20,724,000	
	富士急行	7,000	399.00	2,793,000	
	新京成電鉄	3,000	340.00	1,020,000	
	東日本旅客鉄道	503	754,000.00	379,262,000	
	西日本旅客鉄道	251	431,000.00	108,181,000	
	東海旅客鉄道	225	865,000.00	194,625,000	
	アートコーポレーション	600	949.00	569,400	
	西日本鉄道	36,000	363.00	13,068,000	
	ハマキヨウレックス	800	2,075.00	1,660,000	
	サカイ引越センター	400	2,050.00	820,000	
	近畿日本鉄道	244,000	383.00	93,452,000	
	阪急阪神ホールディングス	181,000	471.00	85,251,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	南海電気鉄道	56,000	434.00	24,304,000	
	京阪電気鉄道	61,000	450.00	27,450,000	
	名糖運輸	1,100	797.00	876,700	
	名古屋鉄道	95,000	298.00	28,310,000	
	日本通運	116,000	402.00	46,632,000	
	ヤマトホールディングス	53,000	1,157.00	61,321,000	
	山九	33,000	320.00	10,560,000	
	丸運	1,900	268.00	509,200	
	丸全昭和運輸	9,000	280.00	2,520,000	
	センコー	10,000	361.00	3,610,000	
	トナミホールディングス	6,000	246.00	1,476,000	
	日本梱包運輸倉庫	8,000	927.00	7,416,000	
	日本石油輸送	3,000	173.00	519,000	
	福山通運	22,000	432.00	9,504,000	
	セイノーホールディングス	21,000	455.00	9,555,000	
	神奈川中央交通	3,000	548.00	1,644,000	
	日立物流	5,700	1,399.00	7,974,300	
	日本郵船	144,000	457.00	65,808,000	
	商船三井	141,000	472.00	66,552,000	
	川崎汽船	65,000	356.00	23,140,000	
	新和海運	11,000	233.00	2,563,000	
	乾汽船	3,300	692.00	2,283,600	
	明治海運	2,400	311.00	746,400	
	飯野海運	13,100	425.00	5,567,500	
	太平洋海運	5,000	79.00	395,000	
	共栄タンカー	2,000	229.00	458,000	
	第一中央汽船	18,000	217.00	3,906,000	
	全日本空輸	278,000	352.00	97,856,000	
	日本航空	389,000	218.00	84,802,000	
	パスク	3,000	111.00	333,000	
	国際航業ホールディングス	2,000	200.00	400,000	
	日新	10,000	265.00	2,650,000	
	三菱倉庫	20,000	917.00	18,340,000	
	三井倉庫	12,000	339.00	4,068,000	
	住友倉庫	22,000	434.00	9,548,000	
	澁澤倉庫	9,000	479.00	4,311,000	
	東陽倉庫	4,000	192.00	768,000	
	日本トランシティ	6,000	322.00	1,932,000	
	ケイヒン	5,000	125.00	625,000	
	安田倉庫	2,000	742.00	1,484,000	
	東洋埠頭	7,000	160.00	1,120,000	
	宇徳	1,900	294.00	558,600	
	上組	33,000	729.00	24,057,000	
	サンリツ	700	608.00	425,600	
	キムラユニティー	600	774.00	464,400	
	キューソー流通システム	700	959.00	671,300	
	郵船航空サービス	2,200	1,195.00	2,629,000	
	近鉄エクスプレス	2,500	1,536.00	3,840,000	
	東海運	1,700	286.00	486,200	
	バンテック・グループ・ホールディングス	13	154,300.00	2,005,900	
	システムプロ	18	40,550.00	729,900	
	新日鐵ソリューションズ	1,800	1,174.00	2,113,200	
	コア	1,000	547.00	547,000	
	I T ホールディングス	8,800	1,322.00	11,633,600	
	ドワンゴ	14	123,600.00	1,730,400	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	マクロミル	10	104,500.00	1,045,000	
	ティーガイア	17	84,700.00	1,439,900	
	インターネットイニシアティブ	16	111,200.00	1,779,200	
	ソネットエンタテインメント	16	218,700.00	3,499,200	
	S R A ホールディングス	1,400	665.00	931,000	
	J B I S ホールディングス	3,000	390.00	1,170,000	
	朝日ネット	1,000	229.00	229,000	
	パナソニック電工インフォメーションシステ	500	1,880.00	940,000	
	フェイス	112	5,900.00	660,800	
	野村総合研究所	13,300	1,716.00	22,822,800	
	サイバネットシステム	22	36,250.00	797,500	
	シンプレクス・テクノロジー	46	36,850.00	1,695,100	
	クレスコ	400	1,007.00	402,800	
	フジ・メディア・ホールディングス	277	133,600.00	37,007,200	
	オービック	840	15,010.00	12,608,400	
	ティー・ディー・シー・ソフトウェアエンジニアリ	600	700.00	420,000	
	ヤフー	1,989	32,550.00	64,741,950	
	トレンドマイクロ	13,000	2,580.00	33,540,000	
	日本オラクル	4,300	4,040.00	17,372,000	
	アルファシステムズ	800	2,000.00	1,600,000	
	フューチャーアーキテクト	33	38,600.00	1,273,800	
	シーエーシー	1,400	796.00	1,114,400	
	ソフトバンク・テクノロジー	600	503.00	301,800	
	トーセ	600	656.00	393,600	
	オービックビジネスコンサルタント	850	3,890.00	3,306,500	
	日立ビジネスソリューション	800	542.00	433,600	
	伊藤忠テクノソリューションズ	3,400	2,400.00	8,160,000	
	アイティフォー	3,000	256.00	768,000	
	東計電算	500	1,257.00	628,500	
	エックスネット	3	86,600.00	259,800	
	大塚商会	2,200	4,620.00	10,164,000	
	サイボウズ	39	17,500.00	682,500	
	アグレックス	500	739.00	369,500	
	電通国際情報サービス	2,000	591.00	1,182,000	
	ウェザーニューズ	900	1,238.00	1,114,200	
	C I J	2,700	369.00	996,300	
	コロムビアミュージックエンタテインメント	18,000	29.00	522,000	
	ネットワンシステムズ	65	153,700.00	9,990,500	
	アルゴグラフィックス	1,200	1,203.00	1,443,600	
	エイベックス・グループ・ホールディングス	5,100	860.00	4,386,000	
	日本ユニシス	6,500	917.00	5,960,500	
	富士通ビジネスシステム	1,600	1,305.00	2,088,000	
	兼松エレクトロニクス	1,800	747.00	1,344,600	
	東京放送	15,900	1,470.00	23,373,000	
	日本テレビ放送網	2,550	9,920.00	25,296,000	
	テレビ朝日	68	121,600.00	8,268,800	
	テレビ東京	1,100	4,180.00	4,598,000	
	スカパーJ S A T ホールディングス	203	36,100.00	7,328,300	
	アイ・ティー・シーネットワーク	5	125,800.00	629,000	
	イー・アクセス	119	48,550.00	5,777,450	
	NECモバイリング	900	1,221.00	1,098,900	
	日本電信電話	1,226	431,000.00	528,406,000	
	K D D I	413	599,000.00	247,387,000	
	光通信	3,500	1,529.00	5,351,500	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2,635	160,100.00	421,863,500	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	インボイス	1,484	489.00	725,676	
	GMOインターネット	5,200	285.00	1,482,000	
	学習研究社	8,000	166.00	1,328,000	
	ゼンリン	3,800	863.00	3,279,400	
	昭文社	1,400	474.00	663,600	
	角川グループホールディングス	2,300	1,661.00	3,820,300	
	インプレスホールディングス	22	11,850.00	260,700	
	アイネット	1,300	494.00	642,200	
	松竹	15,000	617.00	9,255,000	
	東宝	19,100	1,873.00	35,774,300	
	東映	12,000	396.00	4,752,000	
	葵プロモーション	1,000	398.00	398,000	
	エヌ・ティ・ティ・データ	164	367,000.00	60,188,000	
	テクモ	2,100	775.00	1,627,500	
	光栄	2,400	882.00	2,116,800	
	D T S	2,600	910.00	2,366,000	
	スクウェア・エニックス・ホールディングス	6,800	2,485.00	16,898,000	
	シーイーシー	1,700	701.00	1,191,700	
	日立ソフトウェアエンジニアリング	3,800	1,510.00	5,738,000	
	カプコン	5,700	1,674.00	9,541,800	
	ジャステック	1,400	602.00	842,800	
	住商情報システム	2,800	1,583.00	4,432,400	
	C S Kホールディングス	8,100	664.00	5,378,400	
	日本システムウエア	1,000	339.00	339,000	
	日立情報システムズ	2,200	1,913.00	4,208,600	
	アイヌス	3,300	437.00	1,442,100	
	T K C	2,600	1,716.00	4,461,600	
	富士ソフト	3,400	1,892.00	6,432,800	
	ソラン	2,700	517.00	1,395,900	
	日本システムディベロップメント	4,800	855.00	4,104,000	
	コナミ	12,100	2,075.00	25,107,500	
	日商エレクトロニクス	1,500	528.00	792,000	
	J B C Cホールディングス	2,300	771.00	1,773,300	
	ソフトバンク	108,800	1,112.00	120,985,600	
	インターニックス	1,100	269.00	295,900	
	高千穂交易	1,100	1,032.00	1,135,200	
	伊藤忠食品	700	3,110.00	2,177,000	
	高千穂電気	1,800	796.00	1,432,800	
	J A L U X	700	1,328.00	929,600	
	トーメンデバイス	300	1,054.00	316,200	
	双日	165,800	141.00	23,377,800	
	アルフレッサ ホールディングス	5,300	4,280.00	22,684,000	
	横浜冷凍	7,000	630.00	4,410,000	
	神栄	3,000	121.00	363,000	
	ラサ商事	1,200	395.00	474,000	
	あい ホールディングス	6,700	269.00	1,802,300	
	三井鉱山	17,500	167.00	2,922,500	
	J F E商事ホールディングス	18,000	242.00	4,356,000	
	グリーンホスピタルサプライ	26	36,950.00	960,700	
	協栄産業	3,000	237.00	711,000	
	小野建	2,200	952.00	2,094,400	
	佐鳥電機	2,100	500.00	1,050,000	
	エコートレーディング	500	646.00	323,000	
	伯東	1,700	620.00	1,054,000	
	中山福	1,700	529.00	899,300	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	ナガイレーベン	1,400	1,855.00	2,597,000	
	菱食	2,600	1,835.00	4,771,000	
	松田産業	2,000	853.00	1,706,000	
	メディセオ・パルタックホールディングス	28,700	1,056.00	30,307,200	
	アドヴァン	1,800	471.00	847,800	
	S PK	600	1,180.00	708,000	
	アズワン	1,800	2,310.00	4,158,000	
	スズデン	800	584.00	467,200	
	尾家産業	800	739.00	591,200	
	シモジマ	1,800	1,068.00	1,922,400	
	ドウシシャ	1,500	1,076.00	1,614,000	
	高速	1,600	547.00	875,200	
	黒田電気	3,900	738.00	2,878,200	
	丸文	2,200	338.00	743,600	
	ハピネット	800	1,164.00	931,200	
	トーメンエレクトロニクス	800	999.00	799,200	
	エクセル	1,100	610.00	671,000	
	マルカキカイ	800	772.00	617,600	
	ガリバーインターナショナル	640	1,446.00	925,440	
	日本エム・ディ・エム	2,400	178.00	427,200	
	進和	1,400	1,465.00	2,051,000	
	ダイトイエレクトロン	1,100	456.00	501,600	
	シークス	1,800	285.00	513,000	
	田中商事	800	334.00	267,200	
	オーハシテクニカ	1,900	632.00	1,200,800	
	マクニカ	1,100	1,050.00	1,155,000	
	白銅	800	607.00	485,600	
	伊藤忠商事	199,000	451.00	89,749,000	
	丸紅	233,000	313.00	72,929,000	
	高島	5,000	117.00	585,000	
	F & A アクアホールディングス	2,300	734.00	1,688,200	
	長瀬産業	14,000	805.00	11,270,000	
	蝶理	16,000	91.00	1,456,000	
	豊田通商	26,800	876.00	23,476,800	
	三共生興	4,500	136.00	612,000	
	兼松	57,000	80.00	4,560,000	
	ツカモトコーポレーション	4,000	65.00	260,000	
	三井物産	229,000	773.00	177,017,000	
	日本紙パルプ商事	14,000	299.00	4,186,000	
	日立ハイテクノロジーズ	9,300	1,516.00	14,098,800	
	カメイ	3,000	415.00	1,245,000	
	東都水産	4,000	116.00	464,000	
	スターゼン	8,000	220.00	1,760,000	
	山善	10,300	291.00	2,997,300	
	椿本興業	3,000	205.00	615,000	
	住友商事	157,400	780.00	122,772,000	
	内田洋行	6,000	372.00	2,232,000	
	三菱商事	199,200	1,118.00	222,705,600	
	第一実業	6,000	239.00	1,434,000	
	キヤノンマーケティングジャパン	10,100	1,412.00	14,261,200	
	西華産業	12,000	185.00	2,220,000	
	佐藤商事	2,300	659.00	1,515,700	
	菱洋エレクトロ	2,800	805.00	2,254,000	
	東京産業	2,500	253.00	632,500	
	ユアサ商事	30,000	90.00	2,700,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	神鋼商事	7,000	163.00	1,141,000	
	阪和興業	27,000	266.00	7,182,000	
	カナデン	2,000	427.00	854,000	
	菱電商事	4,000	463.00	1,852,000	
	フルサト工業	1,600	871.00	1,393,600	
	岩谷産業	30,000	192.00	5,760,000	
	すてきナイスグループ	11,000	136.00	1,496,000	
	昭光通商	9,000	111.00	999,000	
	ニチモウ	3,000	121.00	363,000	
	極東貿易	3,000	146.00	438,000	
	イワキ	2,000	177.00	354,000	
	三愛石油	7,000	372.00	2,604,000	
	稻畑産業	7,200	301.00	2,167,200	
	G S I クレオス	7,000	110.00	770,000	
	明和産業	2,200	121.00	266,200	
	東邦薬品	6,000	923.00	5,538,000	
	サンゲツ	4,600	2,075.00	9,545,000	
	ミヅウロコ	4,400	574.00	2,525,600	
	シナネン	6,000	416.00	2,496,000	
	伊藤忠エネクス	5,700	483.00	2,753,100	
	ザ・トーカイ	7,000	417.00	2,919,000	
	サンリオ	7,400	741.00	5,483,400	
	サンワテクノス	1,300	495.00	643,500	
	リヨーサン	4,300	1,983.00	8,526,900	
	新光商事	2,800	612.00	1,713,600	
	トーホー	5,000	330.00	1,650,000	
	三信電気	3,300	837.00	2,762,100	
	東陽テクニカ	3,100	1,241.00	3,847,100	
	モスフードサービス	3,800	1,259.00	4,784,200	
	加賀電子	3,000	1,100.00	3,300,000	
	ソーダニッカ	2,000	306.00	612,000	
	立花エレテック	1,700	649.00	1,103,300	
	太平洋興発	8,000	51.00	408,000	
	ヤマタネ	15,000	97.00	1,455,000	
	丸紅建材リース	2,000	132.00	264,000	
	トラスコ中山	3,100	1,155.00	3,580,500	
	オートバックスセブン	4,300	2,220.00	9,546,000	
	ユーエスシー	1,100	950.00	1,045,000	
	加藤産業	3,900	1,390.00	5,421,000	
	イエローハット	2,700	387.00	1,044,900	
	富士エレクトロニクス	1,500	660.00	990,000	
	J K ホールディングス	2,100	549.00	1,152,900	
	ユニダックス	1,500	367.00	550,500	
	日伝	1,100	2,600.00	2,860,000	
	バイタルネット	3,500	448.00	1,568,000	
	北沢産業	2,000	154.00	308,000	
	杉本商事	1,400	917.00	1,283,800	
	因幡電機産業	2,600	2,175.00	5,655,000	
	住金物産	14,000	207.00	2,898,000	
	ミスミグループ本社	9,000	1,445.00	13,005,000	
	江守商事	500	760.00	380,000	
	タキヒヨー	5,000	358.00	1,790,000	
	スズケン	9,500	2,185.00	20,757,500	
	ジェコス	1,800	392.00	705,600	
	ローソン	8,300	5,250.00	43,575,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	サンエー	1,100	2,940.00	3,234,000	
	キリン堂	1,000	418.00	418,000	
	カワチ薬品	1,900	1,729.00	3,285,100	
	エービーシー・マート	2,900	3,470.00	10,063,000	
	ハードオフコーポレーション	1,200	393.00	471,600	
	アスクル	2,600	1,587.00	4,126,200	
	ゲオ	50	59,300.00	2,965,000	
	ポイント	2,400	5,000.00	12,000,000	
	くらコープレーション	7	134,300.00	940,100	
	キャンドゥ	12	80,800.00	969,600	
	パル	650	816.00	530,400	
	エディオン	10,700	405.00	4,333,500	
	サーラコーポレーション	2,500	527.00	1,317,500	
	パルス	14	128,400.00	1,797,600	
	あみやき亭	4	125,500.00	502,000	
	ハニーズ	2,130	867.00	1,846,710	
	クリエイトエス・ディー	1,000	1,712.00	1,712,000	
	アルペン	2,100	1,833.00	3,849,300	
	ピックカメラ	74	30,000.00	2,220,000	
	DCM Japanホールディングス	13,400	778.00	10,425,200	
	J. フロントリテイリング	67,000	358.00	23,986,000	
	ドトール・日レスホールディングス	3,900	1,855.00	7,234,500	
	マツモトキヨシホールディングス	5,000	1,932.00	9,660,000	
	ココカラファインホールディングス	1,500	1,007.00	1,510,500	
	三越伊勢丹ホールディングス	48,800	759.00	37,039,200	
	ブックオフコーポレーション	1,400	672.00	940,800	
	あさひ	400	1,834.00	733,600	
	サークルKサンクス	6,600	1,788.00	11,800,800	
	日本調剤	480	1,148.00	551,040	
	コスモス薬品	1,100	1,298.00	1,427,800	
	セブン&アイ・ホールディングス	106,400	2,895.00	308,028,000	
	ツルハホールディングス	1,800	2,880.00	5,184,000	
	サンマルクホールディングス	900	2,435.00	2,191,500	
	フェリシモ	800	2,070.00	1,656,000	
	はるやま商事	1,300	405.00	526,500	
	カッパ・クリエイト	1,600	2,335.00	3,736,000	
	ライトオン	2,300	1,623.00	3,732,900	
	ジーンズメイト	700	487.00	340,900	
	良品計画	2,800	5,150.00	14,420,000	
	三城	3,800	897.00	3,408,600	
	コナカ	3,500	327.00	1,144,500	
	ハウス オブ ローゼ	200	1,300.00	260,000	
	G-7ホールディングス	800	385.00	308,000	
	イオン北海道	1,600	298.00	476,800	
	コジマ	3,700	296.00	1,095,200	
	コーナン商事	3,200	1,162.00	3,718,400	
	エコス	900	596.00	536,400	
	ワタミ	3,600	2,125.00	7,650,000	
	マルシェ	600	649.00	389,400	
	ドン・キホーテ	6,100	2,140.00	13,054,000	
	メガネトップ	1,200	850.00	1,020,000	
	西松屋チェーン	7,000	1,157.00	8,099,000	
	ゼンショ一	9,000	485.00	4,365,000	
	幸楽苑	1,600	1,094.00	1,750,400	
	ユニマットライフ	1,100	736.00	809,600	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	ハーカスレイ	700	745.00	521,500	
	サイゼリヤ	3,100	1,792.00	5,555,200	
	ポプラ	700	475.00	332,500	
	ユナイテッドアローズ	3,700	795.00	2,941,500	
	ハイディ日高	1,100	818.00	899,800	
	京都きもの友禅	17	59,700.00	1,014,900	
	コロワイド	6,500	505.00	3,282,500	
	壱番屋	1,000	2,135.00	2,135,000	
	スギホールディングス	4,300	2,040.00	8,772,000	
	ムトウ	3,100	514.00	1,593,400	
	ファミリーマート	8,100	4,350.00	35,235,000	
	木曽路	3,100	1,824.00	5,654,400	
	千趣会	4,900	720.00	3,528,000	
	ケーヨー	5,500	595.00	3,272,500	
	上新電機	7,000	869.00	6,083,000	
	日本瓦斯	2,800	1,110.00	3,108,000	
	ベスト電器	8,500	296.00	2,516,000	
	マルエツ	6,000	559.00	3,354,000	
	ロイヤルホールディングス	4,500	1,006.00	4,527,000	
	東天紅	2,000	135.00	270,000	
	いなげや	3,000	876.00	2,628,000	
	島忠	6,500	2,515.00	16,347,500	
	チヨダ	3,900	1,292.00	5,038,800	
	ライフコーポレーション	1,800	1,675.00	3,015,000	
	カスミ	5,000	515.00	2,575,000	
	リンガーハット	2,000	1,139.00	2,278,000	
	M r M a x	3,000	382.00	1,146,000	
	テンアライド	1,900	308.00	585,200	
	相鉄ローゼン	1,000	434.00	434,000	
	AOKIホールディングス	2,900	1,199.00	3,477,100	
	オークワ	4,000	1,434.00	5,736,000	
	コメリ	3,700	2,385.00	8,824,500	
	青山商事	6,800	1,285.00	8,738,000	
	しまむら	2,700	7,950.00	21,465,000	
	C F S コーポレーション	3,000	629.00	1,887,000	
	高島屋	37,000	721.00	26,677,000	
	丸善	13,000	64.00	832,000	
	松屋	5,300	1,905.00	10,096,500	
	エイチ・ツー・オー リテイリング	18,000	707.00	12,726,000	
	丸栄	3,000	205.00	615,000	
	ニッセンホールディングス	6,400	399.00	2,553,600	
	パルコ	7,700	938.00	7,222,600	
	丸井グループ	34,800	551.00	19,174,800	
	原信ナルスホールディングス	1,600	1,066.00	1,705,600	
	井筒屋	14,000	71.00	994,000	
	ダイエー	12,350	422.00	5,211,700	
	イズミヤ	8,000	583.00	4,664,000	
	イオン	107,400	879.00	94,404,600	
	ユニー	21,000	837.00	17,577,000	
	イズミ	7,300	1,388.00	10,132,400	
	東武ストア	3,000	345.00	1,035,000	
	平和堂	5,500	1,349.00	7,419,500	
	フジ	3,000	1,627.00	4,881,000	
	ヤオコー	1,600	2,730.00	4,368,000	
	ゼビオ	2,900	2,000.00	5,800,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	ケーズホールディングス	4,700	1,807.00	8,492,900	
	Olympic	1,700	629.00	1,069,300	
	元気寿司	800	1,194.00	955,200	
	ヤマダ電機	12,940	5,930.00	76,734,200	
	アークランドサカモト	2,000	1,078.00	2,156,000	
	ニトリ	5,750	6,700.00	38,525,000	
	グルメ杵屋	1,000	666.00	666,000	
	愛眼	2,100	530.00	1,113,000	
	吉野家ホールディングス	62	95,200.00	5,902,400	
	松屋フーズ	1,300	1,189.00	1,545,700	
	サガミチェーン	3,000	984.00	2,952,000	
	セシール	2,800	100.00	280,000	
	プレナス	3,400	1,440.00	4,896,000	
	ミニストップ	2,000	1,871.00	3,742,000	
	イメージュホールディングス	900	384.00	345,600	
	アークス	3,200	1,449.00	4,636,800	
	バロー	5,300	872.00	4,621,600	
	大庄	1,700	1,370.00	2,329,000	
	ファーストリテイリング	6,200	10,230.00	63,426,000	
	サンドラッグ	5,100	2,295.00	11,704,500	
	ヤマザワ	700	1,300.00	910,000	
	ベルーナ	3,400	253.00	860,200	
	新生銀行	156,000	141.00	21,996,000	
	あおぞら銀行	97,000	106.00	10,282,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,467,900	511.00	750,096,900	
	りそなホールディングス	861	114,000.00	98,154,000	
	中央三井トラスト・ホールディングス	137,000	310.00	42,470,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	1,125	314,000.00	353,250,000	
	第四銀行	38,000	410.00	15,580,000	
	北越銀行	31,000	193.00	5,983,000	
	西日本シティ銀行	87,000	192.00	16,704,000	
	札幌北洋ホールディングス	41	388,000.00	15,908,000	
	千葉銀行	105,000	462.00	48,510,000	
	横浜銀行	184,000	449.00	82,616,000	
	常陽銀行	103,000	434.00	44,702,000	
	群馬銀行	62,000	546.00	33,852,000	
	武蔵野銀行	4,100	2,940.00	12,054,000	
	千葉興業銀行	5,200	1,077.00	5,600,400	
	関東つくば銀行	7,600	363.00	2,758,800	
	東京都民銀行	5,100	1,011.00	5,156,100	
	七十七銀行	46,000	446.00	20,516,000	
	青森銀行	17,000	390.00	6,630,000	
	秋田銀行	19,000	390.00	7,410,000	
	山形銀行	17,000	606.00	10,302,000	
	岩手銀行	1,800	5,630.00	10,134,000	
	東邦銀行	21,000	383.00	8,043,000	
	莊内銀行	13,000	174.00	2,262,000	
	東北銀行	13,000	143.00	1,859,000	
	みちのく銀行	13,000	198.00	2,574,000	
	ふくおかフィナンシャルグループ	115,000	306.00	35,190,000	
	静岡銀行	83,000	910.00	75,530,000	
	十六銀行	35,000	372.00	13,020,000	
	スルガ銀行	31,000	956.00	29,636,000	
	八十二銀行	51,000	470.00	23,970,000	
	山梨中央銀行	18,000	533.00	9,594,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	大垣共立銀行	31,000	427.00	13,237,000	
	福井銀行	23,000	327.00	7,521,000	
	北國銀行	31,000	379.00	11,749,000	
	清水銀行	1,000	3,490.00	3,490,000	
	滋賀銀行	25,000	526.00	13,150,000	
	南都銀行	26,000	513.00	13,338,000	
	百五銀行	27,000	594.00	16,038,000	
	京都銀行	45,000	955.00	42,975,000	
	三重銀行	12,000	356.00	4,272,000	
	池田銀行	2,400	3,490.00	8,376,000	
	ほくほくフィナンシャルグループ	186,000	193.00	35,898,000	
	広島銀行	78,000	329.00	25,662,000	
	山陰合同銀行	17,000	718.00	12,206,000	
	中国銀行	22,000	1,317.00	28,974,000	
	鳥取銀行	9,000	265.00	2,385,000	
	伊予銀行	30,000	1,117.00	33,510,000	
	百十四銀行	32,000	501.00	16,032,000	
	四国銀行	20,000	447.00	8,940,000	
	阿波銀行	24,000	609.00	14,616,000	
	鹿児島銀行	19,000	726.00	13,794,000	
	大分銀行	15,000	536.00	8,040,000	
	宮崎銀行	13,000	304.00	3,952,000	
	肥後銀行	22,000	593.00	13,046,000	
	佐賀銀行	17,000	310.00	5,270,000	
	十八銀行	17,000	265.00	4,505,000	
	沖縄銀行	2,300	3,010.00	6,923,000	
	琉球銀行	5,600	801.00	4,485,600	
	住友信託銀行	253,000	387.00	97,911,000	
	みずほ信託銀行	254,000	103.00	26,162,000	
	八千代銀行	15	251,900.00	3,778,500	
	みずほフィナンシャルグループ	1,500	212,500.00	318,750,000	
	紀陽ホールディングス	106,000	149.00	15,794,000	
	山口フィナンシャルグループ	24,000	933.00	22,392,000	
	長野銀行	9,000	211.00	1,899,000	
	名古屋銀行	25,000	570.00	14,250,000	
	愛知銀行	1,000	7,310.00	7,310,000	
	第三銀行	17,000	327.00	5,559,000	
	中京銀行	13,000	297.00	3,861,000	
	東日本銀行	14,000	243.00	3,402,000	
	愛媛銀行	17,000	292.00	4,964,000	
	トマト銀行	10,000	199.00	1,990,000	
	みなと銀行	28,000	114.00	3,192,000	
	京葉銀行	24,000	459.00	11,016,000	
	関西アーバン銀行	29,000	134.00	3,886,000	
	栃木銀行	15,000	531.00	7,965,000	
	北日本銀行	800	2,645.00	2,116,000	
	香川銀行	10,000	447.00	4,470,000	
	東和銀行	23,000	75.00	1,725,000	
	徳島銀行	7,000	398.00	2,786,000	
	福島銀行	32,000	61.00	1,952,000	
	大東銀行	18,000	61.00	1,098,000	
	SBIホールディングス	2,110	13,340.00	28,147,400	
	日本アジア投資	13,000	80.00	1,040,000	
	ジャフコ	4,000	2,465.00	9,860,000	
	大和証券グループ本社	176,000	440.00	77,440,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	野村ホールディングス	280,400	749.00	210,019,600	
	新光証券	69,000	194.00	13,386,000	
	みずほインベスタートーズ証券	63,000	70.00	4,410,000	
	岡三証券グループ	23,000	382.00	8,786,000	
	丸三証券	8,900	440.00	3,916,000	
	東洋証券	11,000	164.00	1,804,000	
	東海東京証券	32,000	215.00	6,880,000	
	光世証券	7,000	90.00	630,000	
	水戸証券	9,000	301.00	2,709,000	
	いちよし証券	6,300	674.00	4,246,200	
	松井証券	20,400	645.00	13,158,000	
	だいこう証券ビジネス	1,200	739.00	886,800	
	マネックスグループ	139	28,850.00	4,010,150	
	カブドットコム証券	58	104,200.00	6,043,600	
	極東証券	3,400	340.00	1,156,000	
	岩井証券	2,800	700.00	1,960,000	
	三井住友海上グループホールディングス	63,600	2,435.00	154,866,000	
	ソニーフィナンシャルホールディングス	95	262,900.00	24,975,500	
	日本興亜損害保険	102,000	572.00	58,344,000	
	損害保険ジャパン	125,000	679.00	84,875,000	
	ニッセイ同和損害保険	30,000	495.00	14,850,000	
	あいおい損害保険	70,000	376.00	26,320,000	
	富士火災海上保険	28,000	168.00	4,704,000	
	東京海上ホールディングス	114,700	2,620.00	300,514,000	
	T&Dホールディングス	35,100	3,470.00	121,797,000	
	クレディセゾン	22,900	1,077.00	24,663,300	
	オーエムシーカード	9,600	137.00	1,315,200	
	芙蓉総合リース	2,900	1,497.00	4,341,300	
	興銀リース	3,800	1,385.00	5,263,000	
	センチュリー・リーシング・システム	3,600	820.00	2,952,000	
	日本証券金融	10,300	369.00	3,800,700	
	大阪証券金融	3,200	201.00	643,200	
	アイフル	14,100	290.00	4,089,000	
	ポケットカード	2,600	262.00	681,200	
	武富士	16,970	664.00	11,268,080	
	リコーリース	1,900	1,349.00	2,563,100	
	イオンクレジットサービス	11,800	952.00	11,233,600	
	N I S グループ	16,900	44.00	743,600	
	アコム	12,060	3,600.00	43,416,000	
	プロミス	12,450	1,898.00	23,630,100	
	東京リース	3,300	480.00	1,584,000	
	ジャックス	17,000	163.00	2,771,000	
	日立キャピタル	6,400	853.00	5,459,200	
	セントラルファイナンス	12,000	127.00	1,524,000	
	オリックス	13,150	7,190.00	94,548,500	
	三菱UFJリース	6,770	1,851.00	12,531,270	
	S F C G	630	1,226.00	772,380	
	N E C リース	1,000	775.00	775,000	
	アゼル	8,000	13.00	104,000	
	日本駐車場開発	294	3,350.00	984,900	
	昭栄	4,600	942.00	4,333,200	
	東京建物不動産販売	1,300	277.00	360,100	
	野村不動産ホールディングス	7,600	1,355.00	10,298,000	
	エコナック	8,000	39.00	312,000	
	パーク 2 4	16,200	439.00	7,111,800	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	三井不動産	118,000	1,244.00	146,792,000	
	三菱地所	185,000	1,236.00	228,660,000	
	平和不動産	19,000	202.00	3,838,000	
	東京建物	40,000	255.00	10,200,000	
	ダイビル	6,900	648.00	4,471,200	
	サンケイビル	4,100	318.00	1,303,800	
	東急不動産	54,000	212.00	11,448,000	
	京阪神不動産	4,000	384.00	1,536,000	
	住友不動産	67,000	1,170.00	78,390,000	
	東宝不動産	2,900	564.00	1,635,600	
	藤和不動産	9,000	60.00	540,000	
	有楽土地	3,000	106.00	318,000	
	大京	30,000	71.00	2,130,000	
	テーオーシー	10,500	351.00	3,685,500	
	東京楽天地	5,000	394.00	1,970,000	
	レオパレス21	18,700	764.00	14,286,800	
	フジ住宅	3,200	222.00	710,400	
	空港施設	2,800	538.00	1,506,400	
	明和地所	1,400	340.00	476,000	
	住友不動産販売	1,210	2,105.00	2,547,050	
	ゴールドクレスト	2,110	1,549.00	3,268,390	
	ジョイント・コーポレーション	4,100	145.00	594,500	
	東栄住宅	2,100	98.00	205,800	
	日本エスリード	1,000	395.00	395,000	
	日本総合地所	4,200	141.00	592,200	
	東急リバブル	2,900	341.00	988,900	
	飯田産業	1,100	271.00	298,100	
	日神不動産	1,700	181.00	307,700	
	クリード	20	13,450.00	269,000	
	アーネストワン	4,500	102.00	459,000	
	パシフィックホールディングス	71	1,560.00	110,760	
	サンヨーハウ징名古屋	11	79,000.00	869,000	
	イオンモール	12,100	1,705.00	20,630,500	
	タクトホーム	13	29,030.00	377,390	
	リサ・パートナーズ	38	29,800.00	1,132,400	
	エヌ・ティ・ティ都市開発	166	78,500.00	13,031,000	
	サンフロンティア不動産	26	26,330.00	684,580	
	大和システム	1,300	153.00	198,900	
	ランドビジネス	19	14,110.00	268,090	
	アトリウム	3,100	206.00	638,600	
	日本空港ビルディング	6,500	1,055.00	6,857,500	
	日本工営	10,000	199.00	1,990,000	
	日本M&Aセンター	5	443,000.00	2,215,000	
	アコーディア・ゴルフ	71	63,900.00	4,536,900	
	パソナグループ	29	65,900.00	1,911,100	
	テンプホールディングス	3,400	538.00	1,829,200	
	学情	1,200	400.00	480,000	
	スタジオアリス	1,400	1,191.00	1,667,400	
	シミック	50	24,320.00	1,216,000	
	NECフィールディング	2,400	1,015.00	2,436,000	
	綜合警備保障	9,500	934.00	8,873,000	
	カカクコム	21	321,000.00	6,741,000	
	アイロムホールディングス	66	3,920.00	258,720	
	ルネサンス	1,400	336.00	470,400	
	セキュアード・キャピタル・ジャパン	10	44,400.00	444,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	新日本科学	1,200	965.00	1,158,000	
	ソネット・エムスリー	13	333,000.00	4,329,000	
	ディー・エヌ・エー	37	223,100.00	8,254,700	
	博報堂D Yホールディングス	3,920	4,760.00	18,659,200	
	一休	21	33,700.00	707,700	
	ジェイコム	2	124,800.00	249,600	
	パシフィックゴルフグループインターナショナル	70	43,100.00	3,017,000	
	イーピーエス	8	381,000.00	3,048,000	
	アミューズ	600	1,154.00	692,400	
	ドリームインキュベータ	9	61,300.00	551,700	
	T A C	1,400	310.00	434,000	
	ケネディクス	76	15,350.00	1,166,600	
	電通	280	166,900.00	46,732,000	
	ティクアンドギヴ・ニーズ	79	3,970.00	313,630	
	ぴあ	600	1,003.00	601,800	
	イオンファンタジー	1,000	609.00	609,000	
	ネクシィーズ	124	1,807.00	224,068	
	みらかホールディングス	5,700	1,829.00	10,425,300	
	アルプス技研	1,200	854.00	1,024,800	
	サニックス	4,200	107.00	449,400	
	日本空調サービス	600	630.00	378,000	
	オリエンタルランド	7,900	7,290.00	57,591,000	
	ダスキン	8,500	1,605.00	13,642,500	
	明光ネットワークジャパン	2,600	503.00	1,307,800	
	ファルコバイオシステムズ	1,500	786.00	1,179,000	
	ラウンドワン	43	45,550.00	1,958,650	
	リゾートトラスト	4,800	949.00	4,555,200	
	ビー・エム・エル	1,500	1,945.00	2,917,500	
	ワタベウェディング	800	941.00	752,800	
	もしもしホットライン	2,100	1,901.00	3,992,100	
	東急コミュニケーションズ	800	1,310.00	1,048,000	
	リソー教育	292	4,280.00	1,249,760	
	シチエ	700	477.00	333,900	
	ユー・エス・エス	3,840	6,040.00	23,193,600	
	東京個別指導学院	2,200	139.00	305,800	
	カルチュア・コンビニエンス・クラブ	12,900	800.00	10,320,000	
	総合メディカル	600	2,895.00	1,737,000	
	セントラルスポーツ	700	805.00	563,500	
	フルキャストホールディングス	26	9,420.00	244,920	
	リゾートソリューション	2,000	215.00	430,000	
	エイチ・アイ・エス	2,600	1,712.00	4,451,200	
	ベンチャー・リンク	14,600	19.00	277,400	
	共立メンテナンス	1,200	1,182.00	1,418,400	
	イチネンホールディングス	2,800	554.00	1,551,200	
	建設技術研究所	1,500	620.00	930,000	
	燐ホールディングス	600	1,884.00	1,130,400	
	スバル興業	2,000	286.00	572,000	
	東京テアトル	11,000	183.00	2,013,000	
	吉本興業	4,300	1,114.00	4,790,200	
	ホリプロ	1,000	898.00	898,000	
	よみうりランド	7,000	276.00	1,932,000	
	東京都競馬	20,000	136.00	2,720,000	
	常磐興産	9,000	152.00	1,368,000	
	カナモト	3,000	354.00	1,062,000	
	東京ドーム	21,000	294.00	6,174,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	東海観光	12,000	28.00	336,000	
	トランス・コスモス	3,700	658.00	2,434,600	
	乃村工藝社	6,000	326.00	1,956,000	
	藤田観光	9,000	600.00	5,400,000	
	近畿日本ツーリスト	8,000	173.00	1,384,000	
	日本管財	1,100	1,689.00	1,857,900	
	白洋舎	3,000	264.00	792,000	
	セコム	27,400	4,430.00	121,382,000	
	セントラル警備保障	1,200	785.00	942,000	
	丹青社	2,000	261.00	522,000	
	メイテック	4,800	2,135.00	10,248,000	
	アサツー ディ・ケイ	5,700	2,190.00	12,483,000	
	応用地質	3,300	1,140.00	3,762,000	
	船井総合研究所	3,600	475.00	1,710,000	
	進学会	1,300	327.00	425,100	
	ベネッセコーポレーション	9,800	3,850.00	37,730,000	
	イオンディライト	2,100	2,535.00	5,323,500	
	ナック	800	735.00	588,000	
	ニチイ学館	3,400	931.00	3,165,400	
	ダイセキ	4,200	2,490.00	10,458,000	
小計	銘柄数：1,663			28,498,092,494	
	組入時価比率：95.3%			100%	
合計				28,498,092,494	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

株式関連

区分	種類	(平成20年11月19日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数先物取引 買 建	1,523,525,000	—	1,393,405,000	△130,297,450
合 計		1,523,525,000	—	1,393,405,000	△130,297,450

(注) 時価の算定方法

先物取引

- 国内先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 先物取引の評価においては、当該金融商品取引所の発表する計算日の清算値段を用いています。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成 20 年 12 月末日現在

I 資産総額	1,627,564,508 円
II 負債総額	3,610,058 円
III 純資産総額 (I - II)	1,623,954,450 円
IV 発行済数量	2,047,729,907 口
V 1万口当たり純資産額 (III / IV)	7,931 円

(参考) りそな・日本株式インデックス・マザーファンドの現況

純資産額計算書

平成 20 年 12 月末日現在

I 資産総額	32,406,068,889 円
II 負債総額	2,770,000 円
III 純資産総額 (I - II)	32,403,298,889 円
IV 発行済数量	40,978,801,618 口
V 1万口当たり純資産額 (III / IV)	7,907 円

第 5 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間 (平成16年11月19日～平成17年11月21日)	1,996,656,088	898,116,542
第2期計算期間 (平成17年11月22日～平成18年11月20日)	2,768,758,544	1,133,106,120
第3期計算期間 (平成18年11月21日～平成19年11月19日)	1,643,071,528	2,434,579,443
第4期計算期間 (平成19年11月20日～平成20年11月19日)	294,782,490	270,516,886

(注 1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注 2) 第 1 期計算期間における設定数量は、当初申込期間中の設定数量を含みます。



